

2021 年度税制改正に対する意見

2020 年 9 月



はじめに

わが国の景気は、2019 年末に発生した新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会経済活動の自粛や停止を余儀なくされたため、過去に例を見ないスピードで急速に悪化した。

決定的な治療薬やワクチンが未だ存在しない中で、我々は社会生活の維持に向け、感染拡大防止と経済活動の回復という困難な課題の両立を迫られている。

今後は、コロナショックからわが国が早期に立ち直り、持続的な成長を実現するための環境整備を行う必要がある。

また、世界に目を向ければ、米中貿易摩擦に起因した経済環境の悪化にコロナショックが加わり、各国の経済は縮小が避けられない状況にある。また、新型コロナウイルスを発端とした米中関係の更なる悪化やブレグジット後の英国とEUの関係、米国の大統領選挙など、わが国を取り巻く環境は不透明感を増している。

一方、わが国の今後の中長期的な課題に目を向ければ、新型コロナウイルスへの対応で浮き彫りとなったデジタル化の遅れや過度の東京一極集中の弊害、公的債務増加に伴う財政健全化の遅れなどが挙げられる。また、昨年10月の台風19号による被害や今年7月の九州各地や岐阜県、長野県などにおける豪雨災害などは、激甚化が進む自然災害への備えが改めて喫緊の課題であることを我々に知らしめた。

わが国はこのような状況の大変化や重要課題の顕在化に合わせ、経済社会の諸制度を根本から考え直す時期に来ている。税制はその重要な一角を占める。

このため、本会では中長期的な税制改革の方向性を展望したうえで、どのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で税制改正に向けた基本的な考え方を述べ、後半でその展開として来年度の具体的要望事項と中長期的な検討要望事項を列記している。さらに巻末では、今年重要と考える税制について、本会会員への意識調査の結果も紹介している。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

2020 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 水 野 明 久

副 会 長 伊 藤 歳 恭

税制委員長

目次

第Ⅰ部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制改正の必要性和背景－わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割	1
(1) 日本経済の成長促進	1
(2) 国際的な環境変化への対応	1
(3) SDGs の促進	2
(4) デジタル経済の成長への対応	2
(5) コロナショック収束後の財政健全化への取組	2
(6) 人手不足や働き方改革への対応	3
(7) 社会保障制度の持続可能性の向上とセーフティネットの構築	3
(8) 地域創生の実現	3
(9) 近年の大規模災害の教訓を踏まえた国家的災害リスク管理の向上	4
(10) コロナショックで疲弊した経済の立て直し	4
2. 改革の進め方	5
(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める	5
(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える	5
(3) タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する	6
(4) 国税と地方税の役割を根本から見直す	6
(5) 法人税改革は国際競争力向上を意識して行う	7
(6) 経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進める	7
(7) デジタル環境を活用した、より効率的な納税方法を導入する	8
(8) マイナンバーを活用した公平性・効率性の高い所得再分配制度を構築する	8
(9) 経済情勢に応じて臨機応変に制度を整備する	8
3. 中部圏の税制への期待	9
(1) 産学官の連携を促進する税制	9
(2) イノベーションの促進	9
(3) 東京一極集中の是正	10
(4) 中部圏企業の税制に関する問題意識	10
4. 2021 年度税制改正に向けた論点	11
第Ⅱ部 2021 年度税制改正に対する意見	12
1. コロナショックからの立ち直りの早期化	13

(1) 経営再建に資する税負担の軽減	13
(2) 研究開発・設備投資の萎縮の防止	14
(3) サプライチェーンの再構築の支援	15
(4) 地域経済への支援	17
2. 国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正	17
(1) 人口と繁栄の国土的偏り（東京一極集中と地域の過疎化）の是正	17
(2) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正	20
(3) 地域経済の活力向上	20
(4) 中部圏の活性化に資する税制	22
3. 企業活動を活性化する環境整備	24
(1) 企業の国際競争力向上、活力向上	24
(2) 中小企業の経営基盤強化	29
(3) 新規ビジネス開発に資する無形資産投資を促進する税制	31
(4) 産学官の連携を促進する税制	34
(5) SDGs（環境・エネルギー分野）を後押しする税制の整備	35
(6) 公正な国際課税制度の整備	37
4. 国家的災害リスク管理の向上	40
(1) 国土強靱化に資する税制の体系的整備	41
(2) 防災・減災に資する既存税制の活用促進及び拡充・延長	43
(3) 災害復興に資する税制の強化	47
(4) 税制措置の効果	47
5. 税制の合理性、受容性、中立性の向上	47
(1) 受容性の低い税制の廃止・整備	48
(2) 自動車関係諸税の整理、簡素化、新税制の創設	48
6. 税務負担の継続的軽減	50
(1) 申告・納税の電子化、申告調整事務の軽減	51
(2) 地方税の納付事務の軽減	52
 第Ⅲ部 今後の課題解決に対する意見	 53
1. 公平な所得再分配に資する構造的改革	54
(1) マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置の導入	54
(2) 所得税において公平性と効率性の高い所得再分配制度である給付付き税額 控除の導入検討	54
(3) ベーシックインカムの本格的検討	55

2. 国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正	56
(1) 人口増加、労働人口増加の支援	56
(2) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正	58
3. 基幹税である消費税制の改善	59
(1) 複数税率制度の廃止	59
(2) 逆進性の緩和	59
(3) インボイス制度導入における公正な納税環境の整備推進	60
4. 経済活動を抑制する税制や歪みを与える税制の廃止または見直し	60
(1) 使命を終えた税制の廃止	60
(2) 受容性の低い税制の廃止・整備	61
(3) 資産課税における中立性の確保	62
5. 納税者権利憲章の制定	63
(1) 納税者の権利を守り、納税への理解促進を図る納税者権利憲章の制定 .	63

<付属書> アンケート調査および聞き取り調査の結果

第Ⅰ部 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性和背景 — わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割

わが国の景気は 2019 年末に発生した新型コロナウイルスの感染拡大によって一変し、社会経済活動の自粛や停止によって過去に例を見ないスピードで急速に悪化した。

また、米中の新たな対立やブレグジット後の英国と EU の関係、米国の大統領選挙など、わが国を取り巻く環境も不透明感を増している。さらには、デジタル化の遅れや過度な東京一極集中の弊害など、感染症の拡大によってわが国が直面している課題が浮き彫りとなった。今後、わが国がコロナショックから早期の立ち直りを遂げ、持続的に発展成長を遂げるためには、克服しなければならない多くの課題が存在している。

いずれの課題対応においても、税制の果たす役割は極めて大きいことから、わが国経済の再生と持続的な成長に向けた戦略的な租税制度の整備が望まれる。

(1) 日本経済の成長促進

新型コロナウイルスの感染拡大により、わが国経済は甚大な影響を受け、正に国難とも言えるべき状況に直面している。また、感染症への対応の過程でわが国が抱える様々な課題が顕在化した。

これに対して政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太の方針）」において、ポストコロナ時代の経済社会の基本的方向性として「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すとしている。

具体的には、デジタル化の強力な推進による「Society5.0」の実現や教育の充実による人材育成の強化、科学技術振興やイノベーションの加速による生産性向上を通じて経済成長を実現していくとしており、その実行は不可欠である。

また、産業空洞化の克服も重要である。企業が海外で得た収益を国内に還流することで国内投資と雇用を増加させ、新たな技術やビジネスを創出し国内経済の活性化を促す必要がある。

(2) 国際的な環境変化への対応

米国の貿易政策を起源とする世界的な貿易摩擦の拡大が現実のものとなっており、今後日本および中国製品に対する米国の輸入関税引上げが行われれば、わが国経済に対する影響は計り知れない。

さらに、米国は 2018 年に連邦法人税率を 21%へ引き下げ、法人実効税率が大幅に低減したことから、わが国の法人税の相対的な高水準化が顕在化している。

中国をはじめとする新興国の経済、技術、企業などのプレゼンスは急速に拡大しており、グローバル経済における競争環境はますます激化しつつある。相対的出遅れ感のあるわが国企業が競争を勝ち抜くためには、自助努力のみならず競争環境のイコールフットイング（競争条件の対等化）が不可欠である。

また、わが国経済が活力を取り戻すためには、感染症の拡大防止や貿易、投資など幅広い分野で世界各国との連携が必要となる。とりわけ、新型コロナウイルスの対応で中国への一国依存が指摘された国際的サプライチェーンについて、海外諸国との経済連携を強め、また、必要なものについては国内回帰を進めるなど、サプライチェーンの多元化・強靱化によりリスク分散を図る必要がある。

（３）SDGs の促進

2015 年 9 月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、経済・社会・環境等をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指している。

近年、企業価値向上と持続的な成長を図るため、SDGs に対する企業の取組みが広がりつつある。SDGs の取組み目標は、貧困から気候変動など多岐にわたるが、その中でも CO2 排出量の削減など、環境やエネルギーに対する取組みは企業活動との結び付きが強く、及ぼす影響範囲も広い。

それゆえ、企業が環境やエネルギー問題に配慮し、経済・社会の持続的な発展に資する持続的な取組みを税制面から後押しする環境の整備が求められる。

（４）デジタル経済の成長への対応

GAFa に代表されるデジタル・プラットフォーマーは、世界中の顧客を対象として従来の商取引とは大きく異なる形態・速度で成長している。これまで想定しなかったような、国境を越えた様々な取引形態に対して、各国の税務当局が適切な徴税機能を果たしているとは言い難い状況にあることから、迅速な対応が必要との批判も高まっている。税務当局はデジタル・プラットフォーマーの収益実態にふさわしい課税体制を速やかに構築し、他企業との公平性の確保に努めるべきである。

（５）コロナショック収束後の財政健全化への取組

わが国の財政状況は悪化の一途をたどっており、いわゆる「国の借金」（内国債、借入金、政府短期証券の合計）は、2020 年 3 月末で 1,114 兆円と前年から 11 兆円増加している。このような環境下ではあるが、新型コロナウイルス感染拡大を受け

た緊急の経済対策の実施に加え、コロナショックからの立ち直りのための経済情勢に応じた機動的な支援が求められていることは、言うまでもない。

しかしながら、中長期的にみると、わが国財政の健全化は国家の将来を左右する重要な課題であることに変わりはなく、コロナショックの収束後は可及的速やかに基礎的財政収支（プライマリーバランス、PB）の安定的な黒字化に向けて取り組むことが求められる。

政府はPB改善の遅れからPB黒字化の目標年次を2025年に延期するとしていたが、新型コロナウイルス対策に伴う財政出動から財政再建は計画の見直しを余儀なくされている。黒字化の達成には歳出の見直しのみならず歳入の基となる税制の改革が極めて重要な役割を担うこととなる。

（６）人手不足や働き方改革への対応

急速に進む人口減少・少子高齢化等の人口論的な問題は、年金・医療・介護・子育て支援等の各種社会保障制度の持続可能性に対する不安を高めるとともに、労働力人口の減少は経済の潜在成長率の低下圧力となる。

2020年度の「骨太の方針」における「新たな日常」の実現に向けた具体化策の一つである少子化対策のための財源確保や女性活躍の推進、さらに、シニア世代の活躍のためには、それらにふさわしい税制の整備が必要となる。また、働き方改革における柔軟な勤務体系の整備や長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現に向けた施策を実施するとともに、その担い手となる企業への税制面での適切な措置を講じる必要がある。

（７）社会保障制度の持続可能性の向上とセーフティーネットの構築

人生100年時代を迎え、少子高齢化の中で生き方、働き方の多様化に対応できる持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題である。負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担のあり方をふまえたうえで、全世代型社会保障制度を構築することが肝要である。また、今回のコロナショックでは社会的弱者への影響と必要最低限の生活保障に向けたセーフティーネットの構築が課題となった。社会保障制度の持続可能性を向上させるとともに、所得の再分配やセーフティーネットの構築を図るために税制の果たす役割は極めて大きい。

（８）地域創生の実現

魅力と活力あふれる特色ある地域社会を実現し、国全体の活力の向上に繋げるためには、地域の自主財源の強化や、制度疲労を起こしている交付税制度の見直しなどの税制面の改革が必要である。

また、感染症拡大で過密によるリスクが明らかとなった、過度な首都圏一極集中の是正や国土の均衡ある発展をはじめ、人口減少下での地域創生、企業の地方拠点の強化、地域都市の中心部の再生などの課題に対しても税制が果たす役割は大きい。

（９）近年の大規模災害の教訓を踏まえた国家的災害リスク管理の向上

東日本大震災、熊本地震に続き一昨年の大阪府北部地震、昨年８月の九州北部豪雨や９月の台風１９号、今年７月の九州、岐阜県、長野県などでの豪雨等によってわが国の広い範囲に大きな被害が発生した。被災地の１日も早い復興と被災者の生活再建を支援する必要があることは言うまでもない。何よりも重要なことは、これらの未曾有の被害から得た教訓を活かし、今後起こりうる地震、風水害、火山噴火等、様々な大規模災害に備えて合理的・効果的な事前対応を図ることである。

これらの大規模災害の重要な教訓の一つは、サプライチェーンの寸断等による経済活動への大きな影響である。企業の自主的な防災・減災対策を推進することによりサプライチェーンを強化することは、国民の働く場と経済システムを守ることを通じて、災害時の国民生活のショック軽減に繋がると考えられる。

財政健全化の流れの中で、様々な支出への見直しが必要となる中においても、国土強靱化はわが国の存亡がかかった喫緊の課題であり、国が優先して手当てすべき分野である。

すなわち、大企業か中小企業かの規模を問わず、あらゆる企業の自主的な防災・減災対策を後押しする税制の早急な整備が重要である。

（１０）コロナショックで疲弊した経済の立て直し

新型コロナウイルス感染拡大はわが国経済に甚大な影響を及ぼしている。業種によって影響範囲は異なるが、製造業と比べてサービス業への影響は強く、中でも宿泊や飲食業への影響は計り知れない。なぜなら、衣服や自動車などのモノへの需要は自粛によって差し控えられ、需要の相当量が後送りされたが、宿泊や飲食などのサービス需要は単なる差し控えや後送りとはならず、自粛期間中の消費の機会を失ってしまったと考えられるからである。このことにより、コロナショックからの立ち直りには、製造業よりもサービス業においてより多くの時間が必要であると考えられる。

また、感染の収束が見通せないことなどから世界的な需要も低迷を続けており、幅広い業種で雇用や生産の維持に向けた必死の努力が続けられている。

そのため、速効性のある施策はもとより、「新しい生活様式」に適合した新たな需要の開拓を含めて、回復に向けた中長期的な支援や税制の整備が求められる。

2. 改革の進め方

(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める

わが国の消費や投資が拡大するためには、国民が将来の生活に対する安心感や期待を持ち、明るい展望を持ち続けることができるような社会の実現が必要である。

そのためには、税制、財政および社会保障制度について、「三位一体」で改革を進めるべきである。さらに、租税も社会保障費も、国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要がある。

税制、財政で重要な役割を果たす消費税については、税率 10% への引上げについては二度延期され、当初予定の 2015 年 10 月から 2019 年 10 月へと 4 年先送りされた経緯がある。安定的な税収基盤を構築する観点からは今後も、さらなる消費税率引上げの内容および時期について、引き続き検討が進められることを期待する。

また、社会保障制度については、2013 年 8 月に社会保障制度改革国民会議の報告書が取りまとめられ、改革の方向性、少子化対策、医療・介護、年金分野の改革案等が示された。

政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示したうえで、改革を推進する必要がある。

(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

2020 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」においては「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ経済・財政一体改革に取り組み、2020 年末までに改めて工程の具体化を図るとされた。

これらから明らかなように、税収の増加、財政再建のためには、わが国の持続的な経済成長が不可欠である。

持続的な経済成長のためには、「企業収益の増加→投資、雇用の増加→生産性の上昇、イノベーションや新たなビジネスの創出→企業収益の増加」といった国内経済の好循環が生まれることが必要である。

そのためには、内外の企業が活躍しやすい素地を整えるとともに、新たな産業の振興を促すべく未来志向型の支援策が望まれる。

また、法人税を OECD 主要国と比較すると、わが国は法人税収の GDP 比が高く、税収全体に占める法人税の比率が高いという特徴がある。これは 2014 年度の年次経済財政報告でも指摘されているところである。

さらに、税収面からみると法人税は景気変動の影響を受けやすい一方、消費税は

景気の変動を受けにくく安定しているという特徴があることから、安定財源の確保の観点からは消費税の拡充が望ましい。

加えて、わが国は今後、本格的に少子高齢化社会を迎えるが、現状の賃金カーブなどを前提にすれば、当面は高齢化に伴う人口動態の影響により、雇用者報酬の低下が見込まれる。したがって、勤労所得をベースとする個人所得課税において税収低下が避けられない。

したがって、税制の抜本改革においては、法人税のウェイトを引き下げ、消費税のウェイトを引き上げることで税収構造を見直すことが重要である。

このことにより、「法人税負担の軽減→生産の拡大→所得と消費の拡大→消費税収入の拡大→財政健全化の促進」という、より高い経済成長と財政の早期健全化の両立が期待できる。

（３）タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する

社会保障関係支出の抑制、国民の自己負担分の拡大の必要性については PB 黒字化時期の延期とあわせて国民の十分な理解を得なければならない。

さらに、今後の税制改革については、国民全体の受益および負担がどのようにあるべきかという観点から議論する必要がある、従来のように個別論点における微小な改革を繰り返すのではなく、抜本的な改革を導入すべき状況にある。個人税制全体で所得、消費、資産課税の再構築を図るというタックスミックスの考え方に基づいて改革を進めるべきである。

また、実効性ある税制の抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要がある。今回の消費税率引き上げにおいては複数税率が導入されたが、この複数税率については、財源の減少、事務処理の複雑化等、様々な問題を抱えており、見直しに着手すべきである。

今後の税制においては、消費税制と所得税制の各々の長所をミックスしたものを導入して税収の確実な確保および納税者の理解が得られる内容としなければならない。

（４）国税と地方税の役割を根本から見直す

本来あるべき中央政府の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などのマクロ的な機能であると考えられる。

これに対して、地方政府の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。したがって、地域は行政サービスとの対応関係が妥当で、安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二

税（法人住民税、法人事業税）を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。

また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：4）を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地域への財源移譲を図るべきである。

一方、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税など、応益性を見出しにくい税目は廃止ないし、整理削減すべきである。その際、事業所税など時代に合わなくなった税制を自主的に廃止できるよう、地方自治体の税制運用の主体性が尊重されるようにすべきである。

（５）法人税改革は国際競争力向上を意識して行う

世界各国は国際競争力向上の有力な手段として租税制度の整備を戦略的に進めている。

わが国の法人実効税率は、2017年度が29.97%、2018年度以降は29.74%と段階的な引下げを実施してきたが、依然として30%に近い水準であり、諸外国よりも高い水準にある。

したがって、国際競争力を維持できるレベルへの早急な引下げを実施していただきたい。その際、わが国企業の実質的な租税負担の軽減が図られるよう、課税ベースについても国際競争を意識した検討を期待する。

加えて、国内市場が伸び悩む中、企業が需要の増大が見込まれる海外に展開していくことは自然な流れであるが、そのまま放置すれば産業空洞化がますます進行することになる。こうした産業空洞化に歯止めをかけ、わが国経済が持続的に成長していくためには、海外の活力を取り込んでいくことが重要である。このため、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

さらに、BEPS対応等の国際課税についても国際競争を意識し、わが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

（６）経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進める

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。租税特別措置は、実現すべき政策目標を踏まえたうえで、経済社会の変化に応じた見直しを進める必要がある。また、本会会員へのアンケートやヒアリング結果によれば、税務負担の軽減を求める声は常に大きい。したがって、IT技術の浸透に対応した電子政府の推進、e-Tax および eLTAX の環境整備、マイナンバー制度の活用等により課税庁の事務の効率化を図るとともに、分かり易く簡素な税制にすることによって納税者の実務面での利便性の向上を図るべきである。

加えて、時代の変化とともに存在意義を失い合理性を無くした制度や、弊害を生んでいる制度の見直し等を機動的かつ早急に実施すべきである。具体的には、事業所税や印紙税に代表される、時代にそぐわない税制の廃止である。

(7) デジタル環境を活用した、より効率的な納税方法を導入する

「骨太の方針 2020」は、「デジタル・ガバメントの構築を一丁目一番地の最優先課題と位置づけ、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンズオンリー化などの取組を加速する。また、民間部門のデジタルトランスフォーメーション(DX)を促進し、民間投資やイノベーションを誘発する環境づくりを進める」としている。デジタル・ガバメントによる行政効率化の観点から、書類や対面手続き等の徹底した簡素化が課題となっており、納税についてもより効率的な電子申請方法の導入や添付文書の電子ファイル化が期待される。

(8) マイナンバーを活用した公平性・効率性の高い所得再分配制度を構築する

コロナショックでわが国の行政分野のデジタル化の遅れが浮き彫りとなった。とりわけ、国民に対する緊急の特別給付措置では世帯所得の早期把握が困難な点を理由に給付範囲や支給金額の変更を余儀なくされた。この背景には、行政のデジタル化の基盤となるマイナンバー制度が利便性や機能面の問題から国民に活用されておらず、利用拡大が進んでいなかったことが理由にあげられる。

このことから、政府には利便性の改善によるマイナンバーカードの早期の普及拡大を期待するとともに、個人情報保護や情報セキュリティ面での課題はあるものの、将来的にはマイナンバーと個人情報の紐づけによる正確な所得情報の把握を通じて、公平性や効率性の高い新たな所得再分配制度の構築が期待される。

また、本制度の拡大によって、課税庁の事務の合理化も進展することが期待できる。

(9) 経済情勢に応じて臨機応変に制度を整備する

コロナショックによってわが国の社会経済活動は多大な制約を受けるとともに変革を求められている。また、多くの企業が戦後最悪と言われたリーマンショックを遥かに上回る経済的損失を受けるなど、これまでに経験の無い経営状態に置かれた。こうした特異な情勢下において、世界各国が戦時中と同様の臨時的措置を講じたように、情勢度合に応じた柔軟な施策の実行や制度の整備は不可欠であると考えられる。

このため、政府にはコロナショックという特異な情勢変化に応じて、従来の税制の枠組みに縛られることなく、経済情勢に応じた臨時的な減税措置や制度の構築が

期待される。

3. 中部圏の税制への期待

(1) 産学官の連携を促進する税制

社会や産業構造が大きく変化する中で、行政区や産学官の各セクターを超えた広域での産学官連携はより重要度を増している。

また、企業の活性化と産業生態系の再構築に向けて大学の役割が一層重要となっている。なぜなら、大学発のベンチャーから日本の次なる主役を担う企業が生まれる可能性があり、また既存企業にとっても大学や大学発ベンチャーとの連携はインパクトの大きいイノベーションを生むための重要な契機となるからである。一方で、大学が研究開発等に使用できる予算は年々、減少傾向にあり、このことが大学の研究開発活動全体の不振を通じて、インパクトの大きいイノベーションのシーズを生む力の低下にも繋がりがねないと危惧されている。

自治体に関しても、社会保障関連支出やインフラの維持更新費用の増嵩を背景に、地域の未来にとって必要な投資支出を行うことがますます難しくなっている。このため、企業と大学、自治体との多様な支援や連携の強化、例えば、人材の交流や共同研究の拡大、財政基盤の充実のための支援等が求められている。

産学官がそれぞれの枠組みに縛られず、広域課題に取り組む共同体の設立や地域の持続的発展を後押しする大学や自治体への企業からの寄附、産学官連携による新産業創出への取組みなどに資する税制の創設や整備を期待する。

(2) イノベーションの促進

中部圏は「ものづくり」の中核として、わが国経済の発展に貢献してきたが、近年のデジタル技術革新の進展によって産業間の融合は更に進み、産業構造はこれまでの産業分類では的確に捉えることのできない状況になりつつある。中部圏では、現在の弱みであるデジタル技術分野の集積を図り、デジタル技術革新への対応を進めることが急務である。また、圧倒的なスピードで新世代の成長産業を創出し、高い生産性と付加価値を生み出すイノベーション・エコシステムを構築することが重要である。

こうした中部圏が目指すイノベーションの創出を加速させる出来事として、今年7月に愛知・名古屋及び浜松地域が政府から「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」に認定された。これにより当地におけるイノベーション人材の輩出の高まりや、域外からの人材・資金・情報等の求心力の向上が期待される。今後、この流れを止めることなく、更なる発展を進めるためには、研究開発やイノベーション活動を強力に促す税制の取組が不可欠である。

（３）東京一極集中の是正

新型コロナウイルスの感染拡大によって、東京に集中するわが国の中枢機能や密度の高い生活環境など、過度な東京一極集中による弊害が改めて問題視されるようになった。

東京一極集中の是正はこれまでに幾度も検討されてきたが、地域からの人口の流入は止められず、長らく歯止めがかからない状況が続いている。今回の感染症の問題に限らず、首都直下型地震や富士山の噴火など首都機能を不全にさせる可能性のある要因は様々である。首都機能が不全に陥る状況になってから分散や多重化を検討するようでは対応が遅いと考えられるため、今回のコロナショックを契機に官民を挙げて早急に取り組むべき課題である。

今後、首都圏からの人口移転や代替機能の設置に向けて、その受け皿の一つとなる中部圏がより魅力的で機能的な地域となるためには、人口の流入や中枢機能が移転しやすい制度や環境等の整備が必要である。また、東京一極集中の是正を一過性のものとせず、持続的な取り組みとして後押しするためにも税制が果たす役割は極めて大きい。

（４）中部圏企業の税制に関する問題意識

本会の会員企業は、税制改正に関して様々な問題意識を抱えており、先般本会が実施したアンケートにおいては、以下のような課題が指摘された。

- ・ コロナショックからの立ち直りを支援する税制の整備
- ・ 法人実効税率の引下げ
- ・ 消費税制の見直し
- ・ 生産性向上や働き方改革等を後押しする税制の整備
- ・ 国土強靱化に資する防災・減災設備への投資を後押しする税制の拡充
- ・ イノベーション創出のための研究開発税制の拡充と手続きの簡素化
- ・ 税務負担の軽減・簡素化

これらの課題については、いずれも重要な論点であると認識し、本意見書においては個別に検討して具体的提言として要望していく。

4. 2021 年度税制改正に向けた論点

ここまで述べてきた、税制改正の必要性、改革の進め方および中部圏の税制への期待を踏まえ、2021 年度税制改正に向けた論点として、次の 6 項目を取り上げた。

- ① コロナショックからの立ち直りの早期化
- ② 国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正
- ③ 企業活動を活性化する環境整備
- ④ 国家的災害リスク管理の向上
- ⑤ 税の合理性、受容性、中立性の向上
- ⑥ 税務負担の継続的軽減

第Ⅱ部では、これらの項目毎に税制改正に対する意見を展開する。

また、第Ⅲ部では今後の税制改正に向けた論点として、次の 5 項目を掲げた。

- ① 公平な所得再分配に資する構造的改革
- ② 国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正
- ③ 基幹税である消費税制の改善
- ④ 経済活動を抑制する税制や歪みを与える税制の廃止または見直し
- ⑤ 納税者権利憲章の制定

第Ⅱ部 2021 年度税制改正に対する意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の４点について「重点要望項目」として要望する。

- コロナショックからの立ち直りに資する税制 . . . P 1 3
- 地方拠点強化税制の拡充および使い勝手の向上 . . . P 1 8
- 研究開発税制の期限延長および適用範囲の拡充 . . . P 3 2
- 国土強靱化に資する税制の整備・創設 . . . P 4 0

1. コロナショックからの立ち直りの早期化

(1) 経営再建に資する税負担の軽減

①時限的な法人税率及び地方法人二税の引き下げ

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大はわが国経済に甚大な影響を及ぼした。企業はそのショックに対応しつつ、立ち直りに向けた必死の努力を行っているところであるが、その過程でとりわけ大きな課題が資金繰りの問題である。
- ・ キャッシュインを図ることは当然であるが、コロナショック下で売り上げが減少傾向にある企業が多いなか、キャッシュアウトを少しでも減らすことが多くの企業にとって至上命題となっている。中経連会員企業へのアンケート調査においても、コロナショックからの立ち直りに必要な税制上の措置を問う質問に対し、多くの企業が法人税と地方法人二税の時限的軽減を挙げている。
- ・ このため、コロナショックから立ち直りの期間において、法人税率および地方法人二税の税率を時限的に引き下げるべきである。
- ・ なお、税の時限的軽減にあたっては、コロナショックの影響の大きさを勘案し、実態をよく把握した上で、業種・規模別に税率の軽減度合を設定すべきである。
- ・ これらの措置により、国内黒字法人の企業経営が早期に回復または安定することで、長期的に法人税収の安定確保や雇用安定にも繋がるものと考えられる。

②欠損金の繰戻還付特例の拡充

- ・ 上記①は主として黒字企業に対する措置であるが、コロナショックへの対応や立ち直りの過程では、多くの企業が赤字決算を余儀なくされると想定される。その場合、少しでもキャッシュインを図る税制上の措置として、欠損金の繰戻還付がある。
- ・ 欠損金の繰戻還付は、2009年税制改正により、大企業を除く中小企業のみについて復活し、今回のコロナショックの影響に伴う補正予算により、時限的に適用対象が資本金10億円以下まで拡充された。
- ・ しかしながら、コロナショックの影響により、赤字決算を余儀なくされる企業は、資本金10億円以上の企業にも多く存在することが想定される。
- ・ また、赤字企業の場合、財政基盤の毀損度も黒字企業より大きいことが想定されるので、欠損金の繰戻還付の拡充のための措置が要請される。
- ・ このため、時限的に欠損金の繰戻還付の適用対象を大企業まで拡充し、更に繰戻期間についても1年ではなく複数年に延長すべきである。(米国を基準に3～5年間程度は遡れるようにすべき。)
- ・ また、今回のコロナショックで、特段大きな影響を受けた産業、例えば観光業・

飲食業や航空需要の減少を背景に影響の長期化が懸念される航空機産業などの業種に対しては、政府はよく状況を把握した上で、業種・規模別に繰戻期間の長期化などを検討すべきである。

③欠損金の繰越控除制度の拡充

- ・ 欠損金の繰越控除は、企業が出した赤字を翌期以降に繰り越しできる制度である。
- ・ この制度は、コロナショックによって赤字を余儀なくされた企業が、立ち直りを図っていく回復期に非常に有効である。
- ・ 中小企業においては、繰越控除上限は 100%となっているのに対し、大企業については、2012 年度～2014 年度は 80%、2015 年度は 65%、2016 年度は 60%、2017 年度は 55%、2018 年度以降は 50%と控除割合に制限が設けられている。
- ・ 今回のコロナショックからわが国がいち早く経済再生を図っていくためには、中小企業だけでなく全ての企業の企業体力を早急に回復させていくことが重要である。
- ・ したがって、大企業についても時限的に控除割合の制限を撤廃すべき。

④固定資産税、自動車関係諸税等の軽減

- ・ 固定資産税、自動車関係諸税等は、企業の収益状況に関わらず、資産を所有するだけで固定費として納税義務が生じる税目である。
- ・ 今回のコロナショックの影響に伴う補正予算により、一定の要件を満たす事業者については、一部の納税の減免、納税猶予の制度が設けられているものの、依然として、新型コロナウイルスの猛威は収まらず、特に飲食・観光業においては、引き続き大きな打撃を受けている。
- ・ 決定的な治療薬やワクチン等が、依然として見つからない中、事業者からは、事業活動の制限を強いられることが度々生じることが懸念されている。
- ・ これらのことを踏まえると、事業者に対して恒常的に生じる固定費的な税負担を時限的に軽減する特例措置を拡大するとともに、減免・猶予期間を延長すべきである。

（２）研究開発・設備投資の萎縮の防止

①研究開発を萎縮させないような税制優遇措置の整備

- ・ 今回のコロナショックにおいて、多くの企業の業績悪化は決定的となった。企業における経営悪化の影響として、足元の経営状況の維持・回復に資金が投じられるため、研究開発の委縮が懸念される。

- ・ イノベーションの発展において、米国、中国から遅れをとっている状況が続くわが国では、このような状況の中でも、企業における研究開発が萎縮しないよう、政府は対策を講じていく必要がある。
- ・ したがって、このような厳しい状況下における企業の研究開発行為のモチベーションの維持の観点や、それがわが国の経済発展に繋がる意義を政府は評価し、時限的にインセンティブを更に付与し、税制優遇の強度を上げるべきである。また、控除額の上限については、コロナショックで利益水準の低下が見込まれることから時限的に引き上げるべきである。
- ・ 具体的には以下の2点を要望する。
 - － 研究開発投資における税額控除の控除限度額の時限的な引き上げ
 - － 研究開発投資の内、その事業年度に法人税から控除しきれなかった税額控除を翌年度以降繰越できる制度の時限的な復活

②生産性向上に資する前向きな設備投資に係る固定資産税の特例措置の見直し

- ・ 生産性向上に資する前向きな設備投資に係る固定資産税の特例措置は、現在対象が中小企業に限定されている。
- ・ 今回のコロナショックの影響に伴う補正予算により、従来の適用対象であった先進設備に加え、一定要件を満たす場合、事業用家屋・構築物にまで対象が拡充された。
- ・ 今回のコロナショックによる企業の生産性向上に資する投資行為が委縮することを防ぐための施策としては、一定の評価はできるものの、時限的に、大企業まで適用対象を拡大するべきである。

(3) サプライチェーンの再構築の支援

- ・ 新型コロナウイルスの世界的なパンデミックによって、部品等の調達を特定の国・地域に依存していたサプライチェーンでは、生産活動を停止せざるを得なくなる等、新たにリスクが顕在化した。
- ・ さらに、自国第一主義の広がり、米国・中国の覇権争いをはじめ、グローバル経済を取り巻く環境は、混沌としている。
- ・ 調達先の分散によるリスク回避と効率性の追求は、相反する難しい課題であるが、グローバルに活動する企業にとっては乗り越えなければならない課題である。
- ・ このことを踏まえ、サプライチェーンの再構築等、企業のグローバル経済活動を後押しする以下の内容について要望する。

①戦略的に重要な物資に関する生産拠点の国内回帰を促進する税制の整備

- ・ 今回のコロナショックの影響により、マスク等の衛生用品も含めた我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化した。
- ・ 特に、海外において中間財の製造・加工拠点を多く有する製造業では、人・モノの流れが寸断されたことにより、国内の経済活動を停滞せざるを得ない状況に陥り、大きな打撃を受けた。
- ・ 上記事象を踏まえ、政府は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、サプライチェーン改革と題し「複数年にわたる取組により、国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築を支援する。具体的には、一国依存度が高い製品・部素材について生産拠点の国内回帰等を補助するとともに、マスクやアルコール消毒液、防護服、人工呼吸器、人工肺等国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の国内への生産拠点等整備の補助率を引き上げる。また、海外依存度の高い医薬品原材料等の国内生産拠点の整備も支援する。更に、わが国に供給する製品・部素材で一国依存度の高いものについて、ASEAN 諸国等への生産設備の多元化を支援する。加えて、一国依存度が高い部素材の代替や使用量低減、データ連携等を通じた迅速・柔軟なサプライチェーンの組替え等、サプライチェーン強靱化に資する技術開発を行うとともに、レアメタルの確保・備蓄を進める。」と言及している。
- ・ 経済対策を踏まえた補正予算では、各種支援策が盛り込まれているが、支援の方法として、補助金だけでなく減税措置も追加すべきである。

②サプライチェーンに従事する海外勤務者への柔軟な対応

- ・ 今回のコロナショックの影響により、人の往来が制限される事態が生じたことで海外のサプライチェーンに従事するわが国企業の海外勤務者への対応に、企業は苦慮することになった。
- ・ 政府は、各国に滞在する日本人に対して帰国用のチャーター便等を用意することで早急な対応を行い、企業としても安全性の確保を目的として、海外勤務者に対して帰国を促した。
- ・ しかしながら、会員からは帰国後の対応として、以下のような声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 海外勤務者については、新型コロナウイルス感染予防の目的から状況に応じて帰国をさせているが、国内で滞在期間が183日を超過すると、国内課税が発生してしまう。現在がちょうどその節目にあたり、対応に苦慮している。

- ・ 上記のことから、新型コロナウイルスへの対応は緊急的な措置であることを鑑み、通常の経済活動時における規定通りの判断をするのではなく、緊急事態であることを十分に斟酌した上で、国内課税が発生する、海外勤務者の国内滞在期間の取扱いについて、期間延長など柔軟な対応をすべきである。

（４）地域経済への支援

①交際費課税の特例の時限的な適用対象の拡充

- ・ 交際費課税の特例は、法人企業の営業活動の促進による収益の向上や飲食店営業の需要喚起を図ることにより、わが国の経済活性化を図ることを目的としている。
- ・ 2020 年度税制改正では、大企業（資本金額等が 100 億円を超える法人）については、本税制の特例の対象から除外する制度の見直がされたところであった。
- ・ 今回のコロナショックにより、依然として観光業や飲食業を中心に大きな打撃を受けており、自粛期間中の消費の機会を失ってしまった。
- ・ わが国の経済が回復し、各地域が活力を取り戻すためには、飲食業の果たす役割は大きく、飲食による接待等を企業の営業活動や各地域への支援活動の一環と捉え、時限的に再度、大企業（資本金額等が 100 億円を超える法人）も適用対象とすることや、優遇幅の拡充を図り、飲食業の利用促進を図ってはどうか。

2. 国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正

（１）人口と繁栄の国土的偏り（東京一極集中と地域の過疎化）の是正

- ・ 東京一極集中の是正は進まず、むしろ集中が加速している。一方、地域では、人口の流出も一つの要因となって産業が衰退し、また、そのことで雇用場がなくなり、さらに人口が流出する負のスパイラルに陥っている。地域の疲弊が進み、首都圏との格差が拡大している。
- ・ そのような中、首都圏でコロナウイルス感染が拡大し、過密によるリスクが顕在化したことや、コロナ対応を機としたリモートワークの普及等によって、首都圏以外の地域で住み・働く意向が高まりつつある。
- ・ こうしたコロナの経験を踏まえ、首都機能のレジリエンスを高めながらいくつかの地域に分散して配置することや、企業の過度な集中を緩和する等、首都圏の過度な集中を是正し、均衡ある国土の実現したいとの意識が広がりつつある。
- ・ 地域においては、こうした国民意識の高まりを活かして、働く場の確保、住みやすさのアピール・更なる改善等、首都圏から人を呼び込むことができるよう、魅

力を高める取り組みを進めることが求められる。

- ・ 上記内容を後押しするため、以下の内容について要望する。

①地方拠点強化税制のより一層の拡充および使い勝手の向上

- ・ 前述の通り、わが国では、人口や経済機能の東京圏への集中が加速しており、地域の過疎化、高齢化が益々進んでいる。
- ・ 本税制は、地域創生の実現に向け、東京一極集中の是正及び地域経済の活性化を図るための方策として、企業の東京 23 区以外の拠点の強化・移転に着目して 2015 年度税制改正により創設された。
- ・ しかしながら、前述の通り、東京圏への人口・企業流出は歯止めが利かず、同制度が最大限活用されているとは言い難い状況である。
- ・ 2020 年度税制改正においては、利用促進に向け 2 年間の期限延長および税額控除幅の拡充や適用要件の緩和等の優遇幅や使い勝手の改善がなされたことは、一定の評価をするところである。
- ・ 今回のコロナショックを一つの契機として、「東京一極集中の是正」と「国土の均衡ある発展」を一層進めるため、本税制の PR 活動を積極的に行うべきである。その際、本税制の対象には、何らかの事業の本部機能の移転が含まれているものの（他の拠点の統括機能を有する場合）、適用対象の是非がわかりにくいため、制度の PR 活動方法も工夫すべきである。
- ・ また、誘導効果を高めるためインセンティブを大幅に拡大するとともに、使い勝手を向上させるように改善を図るべきである。

②企業版ふるさと納税制度の活用

- ・ 個人の寄附税制は、「ふるさと納税」や、認定 NPO 法人などへの寄附で税制優遇が受けられる「市民公益税制」が導入されるなど、拡充が行われた。
- ・ 法人の寄附税制については、2016 年度税制改正で地方創生応援税制（いわゆる「企業版ふるさと納税」）が創設され、2020 年度税制改正でも、期限延長および控除率の引き上げが行われた。（最大で寄附額の 90%が控除対象）
- ・ 本税制は、地方公共団体が策定して内閣府が認定した地域活性化に資する事業に対して、企業が寄附を行うと税額控除を受けられる制度¹であり、制度拡充された

¹ 従来の寄附税制が所得控除であったのに対し、本税制は税額控除が行われることが特徴であり、同額の寄附に対して、従来の概ね 2 倍の税が軽減される。
地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請し認定を受け、企業は内閣府が認定した事業に対して寄附を行い、税額控除を受ける。
内閣府が運営する以下のポータルサイトより、各認定事業を確認できる。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyofurusato.html>

ことは評価するところである。一方でこの制度の活用状況は想定したほどは伸びていない模様である。

- ・ その理由として、各地域の自治体が策定した地域活性化プロジェクトの内容と企業の地域活性化への考えとの間にギャップが生じていることが想定される。
- ・ このため、県や市町村には、企業が寄附を行いたくなるような事業計画の策定に努めるとともに、プロジェクト策定段階から地域企業の寄附に対する考えを幅広く収集し、事業提案を行うべきである。
- ・ また、国、県、市町村には認定事業のPRならびに本税制の企業への周知努力を期待する。

③自治体への寄附税制の改善

- ・ わが国では、少子高齢化における人口減少や、東京一極集中の影響により、地域の疲弊が進んでおり、そのことを背景に、各自治体の財務状況は年々厳しさを増している。
- ・ このような状況下において、地方自治体に対する寄附行為は、自治体の財務状況の強化改善を通じて地域の活性化に寄与することから、非常に意義のある行為である。
- ・ 本会の会員企業の中には、自治体に対しては、寄附する意思は十分にあるものの、寄附の資金使途が明確でないこと、あるいは自治体の予算の使い方に対して疑問があることなどから通常の寄附へのためらいが生じているとの声もある。
- ・ また、企業版ふるさと納税制度では、自治体が策定した内閣府が認定したプロジェクトに寄附する形態となっているため、企業にとっては入口がやや狭いという声もある。
- ・ したがって、地方自治体への寄附税制が持つ地域活性化の側面を評価し、企業における寄附行為を促進する「企業版ふるさと納税制度」を重要な先行モデルとし、より寄附者の意図が反映させられるような入口の広い制度を整備・創設することで、企業が寄附を行う上での選択肢の充実化を図るべきである。

④大学への寄附税制の改善

- ・ 現在、国立大学法人（国公立大学）への寄附金は全額損金算入対象となるのに対して、私立大学への寄附金は一定の限度額までしか損金算入対象とならないため、企業から私立大学への寄附が制度上、抑制される形となっている。
- ・ 私立大学は、各地域に数多くあり、地域への人材誘致や、地域の消費や賑わいの造成など地域創生に寄与する極めて重要な役割を担っている。また、人材を巡る国際競争が強まる中で、私立大学は人材育成の拠点として、また有為な人材を地

域に惹きつける求心力として重要な役割を担っている。

- ・ こうした私立大学が各地域で果たす大きな役割に鑑み、企業と私立大学との産学連携のインセンティブを高めるためにも、寄附金に関して損金算入額限度額の引上げを行うべきである。

（２）地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正

①地方消費税の清算基準の見直し

- ・ 地方消費税の清算基準は、本来、税収の最終的な帰属地を最終消費地に帰結させるべく調整することを目的とするものである。
- ・ 2018 年度の税制改正で、この目的に沿って清算基準が見直されたが、今後、知見のさらなる深化や関連統計の整備の進展等に基づいて清算基準を改善する不断の努力を行うべきである。

②特別法人事業税および特別法人事業譲与税の改善

- ・ 地方法人特別税は、消費税率引上げの 2019 年 10 月に廃止された。しかしながら、地方法人課税における税源の偏在性を是正する新たな措置として、地方法人特別税に代わり、特別法人事業税および特別法人事業譲与税が恒久的な措置として創設された。
- ・ 基本的には税負担の増加には結びつかないとの見方も多いが、今後、税源の偏在性是正について不断の改善が成されることを期待する。

（３）地域経済の活力向上

①地方拠点強化税制のより一層の拡充および使い勝手の向上（再掲）

- ・ 地方拠点強化税制は、今回のコロナショックを一つの契機として、「東京一極集中の是正」と「国土の均衡ある発展」を一層進めるため、本税制の PR 活動を積極的に行うべき。また、誘導効果を高めるためインセンティブを大幅に拡大するとともに、使い勝手を向上させるように改善を図るべきである。

②空き家の発生を抑制するための特例措置

- ・ 現行の法制下では空き家を取り壊して更地にした場合に、固定資産税や都市計画税の住宅用特例が適用されなくなり、税負担が大幅に増えるといった問題がある。
- ・ 2015 年 2 月から「空き家対策特別措置法」が施行され、空き家の中でも早急に対策が必要な「特定空き家等」に対して、行政が是正措置を講ずることとなった。

しかし、その対象は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」など、事実上、廃屋に近い状態のものに限られている。

- ・ そこで対象をさらに広げ、行政が対象地域のゾーニングを行い、対象地域の空き家については、取り壊し後5年程度の猶予期間の後に固定資産税や都市計画税の住宅用特例を外す措置、もしくは対象地域における対象不動産の売却を促す措置、を導入してはどうか。
- ・ また、一方で、他者が空き家や空き店舗等を取得する際に不動産取得税や登録免許税を減免する、といった措置を講じてはどうか。
- ・ これらにより、所有者にとって空き家を放置する税制上のメリットが失われるとともに、他者が空き家を取得しやすくなるため、空き家の有効活用、ひいては中心市街地の土地の流動化が促進されるのではないか。
- ・ また、空き家対策では空き家の所有者等の把握が困難、連絡がつかない等が大きな問題となっている。固定資産税等の課税情報から追跡可能な場合もあると考えられるが、現状では行政の納税情報の目的外使用には厳しい制限がある。
- ・ したがって、一定の配慮（目的や条件を厳格に限定する、納税者本人の承諾を得る等）の下での納税情報の開示等の方法で必要な情報の共有も進めるべきではないか。

③地域経済の担い手の設備投資を促進する税制

- ・ 地域経済の活力向上には、その担い手の経済活動や投資活動の活発化が不可欠である。そこで、地域で重要な役割を果たしている建設業に着目し、その設備投資を促進する税制の整備を要望する。
- ・ 具体的には、建設事業者の建設機械等への設備投資に対して取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする措置である。この措置を講ずることによって、建設事業者の設備投資が促進され、地域経済の土木建設需要の掘り起しと雇用の増加が期待できる。
- ・ さらに、この措置によって各地域で頻発する自然災害に対する復旧工事などの対応力も高まると考えられる。災害時に真っ先に現場に駆け付けて、土砂やがれき等の撤去、道路の復旧等の作業にあたるのは、地元の建設事業者である。しかし、地域の建設事業者は厳しい状況にあり、重機等の建設機械を保有しないが必要な時のみにリースするといった動きが進んでいる。このままでは、災害時に必要な建設機械が手配できず、復旧作業が困難になることが懸念される。
- ・ 国土交通省では「建設業災害対応金融支援事業²」を設けたが、本支援事業は2015

² 建設業災害対応金融支援事業について

・ 県、市町村などと災害協定を直接締結している中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している

年3月31日に終了している。このため、本事業の復活も併せて要望する。

（４）中部圏の活性化に資する税制

①総合特区制度における税制支援の拡充

- ・ 中部圏においては、今後、国産旅客機、三菱スペースジェットの量産開始や、B787の増産、B777Xの生産開始が見込まれるなど、航空宇宙産業の発展が期待される。
- ・ この期待を実現するため、中部圏5県にわたって、国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」が指定されている。これに基づき、「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」³として設備投資に対する税制優遇措置³が設けられている。これらについて、以下のように要望する。

○国際戦略総合特区設備等投資促進税制の拡充⁴

- － 本税制の対象が、航空宇宙分野では航空機に関する事業に限られており、また、対象設備が2千万円以上の機械・装置等に限られていることから、事業者の開発・生産活動をより効率的に支援できるよう、宇宙関連事業を支援対象と加えるとともに、対象設備の要件緩和を行うことにより、税制措置の対象を拡大すること

○本特区を対象とした研究開発税制の拡充

○固定資産税の減免

- － 償却資産に対する固定資産税の廃止
- － 廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性に合わせ、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免

○国際戦略総合特区における法人税の所得控除制度

- － 2016年3月末までの期限で、特区内の事業による所得金額に対する所得控除制度が設けられていたが、これを復活すること
- － 「専ら特区内で」となっていた限定要件を撤廃すること

建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む）が対象。

- ・ 建設機械の購入資金の全部又は一部を金融機関から借り入れるか、ファイナンス会社等による割賦販売を利用していること等が条件。
- ・ 初年度1年分の金利、割賦手数料の2/3を助成。ただし、上限は4%。

³ 国際戦略総合特区設備等投資促進税制

- ・ 国際戦略総合特区内で、指定法人が、国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために設備等取得してその事業の用に供した場合に、法人税の特別償却又は税額控除が可能。
- ・ 対象となる設備等：機械・装置…2,000万円以上、開発研究用器具・備品…1,000万円以上、建物・附属設備・構築物…1億円以上
- ・ 特別償却の割合：【2020年度】取得価額の34%（建物等17%）
- ・ 税額控除の割合：【2020年度】取得価額の10%（建物等5%）

⁴ アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会（会長：大村愛知県知事）の要望事項（2019年7月24日）から抜粋・引用した。

- － 国際戦略総合特区設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）との併用を認めること

○航空機製造に係る輸入品関税の免税化

○飛行試験等における航空機燃料税の減免

○教育訓練に対する税制の支援

- － 中小企業等の教育訓練費用の税額控除を可能とすること
- ・ また、地域活性化総合特区として指定を受けた静岡県の「ふじのくに先端医療総合特区」「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県の「みえライフイノベーション総合特区」、浜松市の「未来創造『新・ものづくり特区』」、豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」についても税制面での配慮を要望する。

②中部圏の次世代リーディング産業を活性化させる税制

- ・ 中部圏は産業高度化を通じてわが国経済の繁栄に貢献したいと願っている。
- ・ 中部圏の産業高度化を担う「次世代リーディング産業」は、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業である。
- ・ したがって、これらの産業の研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充などを要望する。
- ・ 加えて、わが国の航空機生産の5割以上を占める中部圏にとって、今回のコロナショックによる航空機産業への悪影響は、非常に大きな問題である。
- ・ 次世代リーディング産業として注目されている航空機産業の維持・回復は、中部圏経済ひいては我が国全体の経済発展に大きく寄与しうるものであり、何としてもこの苦境を乗り越えねばならない。そのためには、まずはキャッシュアウトを抑制することが重要な対策となる。
- ・ したがって、前述の「欠損金の繰戻還付特例」において、航空機産業全体を一定期間にわたり適用対象とし、繰戻期間の長期化を検討すべきである。

③スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市の構築を促進する税制

- ・ 中部圏において、デジタル技術革新への対応を進め、イノベーションエコシステムを構築していくことは、中部圏にとって非常に重要な課題である。
- ・ このような状況下で、内閣府が、わが国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を活かした世界に伍する日本型のスタートアップエコシステム拠点形成のための制度を創設し、2020年7月には「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」として、愛知県・名古屋市・浜松地域が選定された。

- ・ このことを1つの契機として、今後、中部圏にふさわしいイノベーションエコシステムを構築するために、税制面においても以下の施策の創設を期待したい。
 - ー グローバル拠点都市地域において設立されたスタートアップ企業に対しては、設立後10年間、法人税を減免する制度を創設すること
 - ー 首都圏と比べて圧倒的に集積が少ないベンチャーキャピタルやベンチャーファンドの中部圏等への誘致を促進するため、首都圏以外のグローバル拠点都市地域に実質的な本拠地を置くベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへの投資（LP出資）に対し、一定額の税額控除制度を創設すること

3. 企業活動を活性化する環境整備

（1）企業の国際競争力向上、活力向上

①経営のデジタル化投資促進に資する税制の整備

- ・ 今回のコロナショックへの対応において、必ずしも出社を伴わない働き方、つまり、「在宅勤務」や「テレワーク」の重要性が明らかになり、業種による差異はあるものの、多くの企業では設備購入や社内規定の見直しを行いつつ、対応することになった。
- ・ しかしながら、その過程は必ずしもスムーズではなく、わが国のデジタル化の遅れが先進諸外国に比べ遅れをとっていることが顕在化することになった。
- ・ このため、コロナショックを1つの契機として、官民ともに、あるべき姿を描いた上でデジタル化を推進することが重要である。あるべき姿とは企業によって様々だが、製造プロセスのIoT化による生産性向上、データを活用したビジネスモデルの開発、AIを活用した業務プロセス開発なども含まれよう。
- ・ また、その際は十分なサイバーセキュリティ対策を講じることが必要である。政府も「骨太の方針2020」において「民間部門のデジタルトランスフォーメーション(DX)を促進し、民間投資やイノベーションを誘発する環境づくりを進める」「デジタル化の進展に合わせたサイバーセキュリティ対策に取り組む」としている。
- ・ こうした動きを税制からも後押しするため、政府は、民間企業のデジタル化に資する設備投資または、サービス利用のための費用支出について、減税措置を講じ
るべきである。
- ・ なお、現在の中小企業経営強化税制にデジタル化設備が追加されているため、当該税制の期限延長も行うべきであるが、こうした投資は企業規模に関わらず促進すべきである。

②法人実効税率

- ・ 法人実効税率の引き下げは、国内企業の国際競争力向上だけでなく外国企業の国内誘致の観点からも重要である。
- ・ 国際的にみると、法人実効税率の主要成分である法人税率は引き下げ競争が行われている。海外の多国籍企業は税負担の軽い国へ親会社を移転するいわゆるコーポレート・インバージョンや利益を移転する等の行動を行っているが、各国はこの現実の重要性を認識しているからである。
- ・ 一方、わが国においては、2014 年 6 月の『日本再興戦略』改訂 2014」の中で示された「法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す」とする方針に従って、2015 年度から引き下げが実施され、現在は 29.74% となっている。しかしながら、2017 年 12 月には、それまで法人実効税率がわが国よりも高い水準にあった米国が、税制改革により連邦法人税率を 21% まで引き下げたため、法人実効税率は大幅に低下し、改めてわが国の法人実効税率の高さが際立つ結果となった。わが国の法人実効税率は、依然として世界の中でも最も高い水準にある。
- ・ これらのことを勘案し、法人実効税率を世界の平均レベルに近いアジア諸国並みの 20% 台前半へと早急に引き下げるべきである。
- ・ 引き下げの財源確保のためには税制の抜本改革が必要となるが、法人税の軽減、消費税の拡充という組み合わせ(タックスミックス)を中心に据えるべきである。また、あわせて税源の偏在性と不安定性等の問題がある地方財政の現状を踏まえ、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）の縮減と地方消費税の拡充をセットにすべきである。

③課税ベース

- ・ 課税ベースの拡大は、合理的な理由と根拠に基づいて行われるべきである。
- ・ 最近の課税ベースは、「欠損金の繰越控除制度」「減価償却制度」「貸倒引当金制度」などの見直しによる拡大に見られるように、その多くは、法人実効税率の引き下げによる税収の減少を補うために行われているきらいがある。法人税収の減少を補うための課税ベースの拡大は法人実効税率の引き下げが本来目的とする税負担の軽減に反するものである。
- ・ したがって、法人税収の減少を補うための方策は法人税制の枠内で行おうとするのではなく、租税体系全体の中で適切なタックスミックスの考え方に従って行われるべきである。タックスミックスは前項で示したように法人税制と消費税制のミックスである。

④欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度

- ・ 欠損金の繰越控除制度は、現在、中小企業については繰越欠損金の 100%が所得金額から控除可能であるが、大企業については控除割合に制限が設けられている。具体的には、大企業においては、2012 年度～2014 年度は 80%、2015 年度は 65%、2016 年度は 60%、2017 年度は 55%、2018 年度以降は 50%へと段階的に引き下げられて現在に至っている。繰越欠損金の所得金額からの控除割合を企業の大小によって差別的に取り扱う合理的根拠は乏しい。
- ・ このため、大企業についても繰越欠損金の 100%を所得金額から控除可能とすべきである。
- ・ 加えて、控除期間（繰越欠損金の使用期間）については 10 年となっているが、所得は企業が存続している間、継続して発生するという性質のものであることを念頭に置けば、欧米並みの 20 年以上とすべきである。
- ・ また、欠損金の繰戻還付は、2009 年度税制改正で中小企業について復活し、今回のコロナショックへの対応に伴う補正予算により、時限的に資本金 10 億円以下の企業まで対象拡充されたが、資本金 10 億円超の大企業についても制度を復活するとともに、繰戻期間についても複数年に延長すべきである。
- ・ これらのことにより、企業経営の安定性が確保され、ひいては長期的に安定した法人税収の確保、雇用の安定などに繋がるものと考えられる。

⑤減価償却制度

- ・ 減価償却制度の定率法の償却率については、2012 年度より定額法の償却率の 250%から 200%に縮小された。わが国企業の設備投資を促進し、生産性の向上や研究開発促進等に対するインセンティブが働くよう、元の制度に戻すべきである。
- ・ また、技術革新が進む中で設備が陳腐化するスピードが速まっているため、減価償却制度の定率法の存在意義は高いと考えられる。このため、定率法については今後も制度を維持すべきである。

⑥貸倒引当金制度

- ・ 貸倒引当金の税務上の損金算入制度については、2012 年度から適用法人が銀行、保険会社等および中小法人等に限定されることとなった。
- ・ 企業会計では、取り立て不能の恐れがある債権について、貸倒引当金を合理的な見積もりによって適正に計上しなければならない。
- ・ したがって、貸倒引当金の繰り入れ額を税務上の損金に認定することは全ての企業にとって相当の妥当性があり、この税制の適用を銀行、保険会社等および中小法人等に限定する措置は適正性を欠く。企業の限定を解除し、元の制度に戻すべ

きである。

⑦受取配当の益金不算入制度

- ・ 2015 年度税制改正では、法人の受取配当の益金不算入の割合が縮減され、課税強化の方向となった。
- ・ 本来、法人の受取配当については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とするのが原則であるため、再度の見直しを行うべきである。

⑧所得拡大促進税制の期間延長および見直し

- ・ 本税制の本来の目的である賃上げによる経済成長を促すためには、本税制の期限延長および、企業が行う賃上げの度合いによって段階的に税額控除の割合を設定するなど、要件に柔軟性を持たせるとともに、実務負担の軽減を図るために、より簡素な制度へと設計を見直すべきである。

⑨地域未来投資促進税制の期限延長および優遇条件の強化

- ・ 地域未来投資促進税制は、地域の特色を生かして高い付加価値を創出し、かつ地域経済への波及効果の大きい事業に対して、重点的に支援を行うものであり、一定要件を満たす先進的な地域経済牽引事業において、特定事業用機械等を取得した場合、特別償却または税額控除を受けることのできる制度である。
- ・ 東京一極集中に歯止めがかからない現状において、地域企業の活力向上は非常に意味のあることである。
- ・ したがって、本税制が、地域の特色を生かした事業を促進し、地域企業の規模の大小に関わらず活力の向上に寄与する役割に鑑み、期限の延長およびインセンティブの一層の強化を図っていくべきである。

⑩マザー工場機能の拡充を支援する税制

- ・ 「マザー工場機能」とは、海外生産拠点の母型としての役割に加え、製品・製法の原型づくりや高度化、技術・技能・ノウハウの継承（人材育成）や外部漏えい防止、新ビジネスの展開などを行う機能であり、わが国企業の競争力の源泉である。
- ・ このため、マザー工場機能を整備・拡充するための設備投資や、雇用者の増加を対象にした優遇税制を設けるべきである。具体的には、設備投資に対しては、特別償却または特別税額控除を可能とすること、雇用者数の増加に対しては、一人当たり一定額の税額控除を要望する。
- ・ このことにより、国内雇用を守りつつ、海外展開を行うことが可能となり、ひい

てはわが国企業全体の競争力の維持強化につながると考えられる。

⑪海外企業の国内誘致促進に資する税制の整備

- ・ 少子高齢化が進み労働人口が減少していくわが国において、イノベーションを活性化させて経済を更に成長させていくためには、諸外国からビジネスパーソンや成長企業を誘致し、多様性を以って新たな視点でビジネスを展開していくことが重要である。
- ・ 今回のコロナショックにおいて、ヒト・モノの往来が制限されたことにより、わが国だけでなく、各国においても重要な物資の寸断による経済活動の停滞を強いられた。このことにより、各国においても企業活動のサプライチェーンの組み替えについて検討がなされているものとする。
- ・ 上記のことから、コロナショックを1つの契機として、海外企業の国内誘致促進を推進すべく、法人税や固定資産税等の時限的な減税措置による優遇策を設け、企業誘致を積極的に促進すべきである。

⑫法人事業税（電気・ガス供給業の課税標準）

- ・ 電気供給業および大半のガス供給業の法人事業税における課税標準は「収入金額」が採用されており、その他の事業とは異なる取り扱いとなっている。2018年度税制改正で、一部のガス供給業について、他の事業と同様の課税標準が採用されることとなったが、大半のガス供給業は依然として収入金額をベースに課税されている。また、2020年度税制改正では、電気供給業の発電・小売事業のうち2割程度については、資本金の要件次第で外形標準課税または所得課税となることが組み入れられた。
- ・ 収入金額が課税標準として採用された当初の理由は、これらの事業が地域独占企業による料金認可制であることから税金の価格転嫁が容易であるため、また、料金認可制により所得金額が低く抑えられることから所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないためであったと理解される。
- ・ しかしながら、電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、上記理由による収入金への課税は合理性を失っている。
- ・ したがって、競争環境の公平性の観点からこれらの課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

⑬退職金等積立金に対する特別法人税の廃止

- ・ 本税制は、企業年金の支給額が給付時までには確定しないことから、課税が繰り延べられる際の利益分に対して、遅延利息の意味合いで年金の積立金に課税するも

のである。

- ・ 企業年金は受給者の安定した老後の所得確保を図るものであるが、本課税は積立金の減少と、積立状況の悪化をもたらす恐れがある。ひいては、受給者に対する受給額の減少や企業の掛け金負担の増加に繋がり、企業年金制度の根幹に影響を及ぼす可能性があるため、特別法人税は廃止すべきである。
- ・ このことによって、働く者の安心と労働意欲が増進され、ひいては企業の活力向上につながる。

（２）中小企業の経営基盤強化

- ・ 中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。換言すれば、中小企業こそが地域経済そのものであり、人口減少対策や地域創生のカギを握るといっても過言ではない。
- ・ しかしながら、多くの中小企業の決算は赤字であり、経営基盤の強化が課題となっている。大企業に比べると経営資源にも限りがあり、人手不足や働き方改革への対応、生産性向上に資する取り組みの遅れなどは深刻な問題である。さらに、経営者の高齢化が進む中で事業承継も大きな課題となっている。
- ・ また、度重なる大規模な自然災害による地域経済への被害は、結果的に日本経済全体に甚大な影響を及ぼし、各企業単位での減災・防災への備えを強化することが喫緊の課題であることを再認識した。
- ・ このため、中小企業の経営基盤強化に当たっては、事業承継の円滑化と災害対策の推進、その他の経営・投資の後押しする３つについて税制面での特段の配慮をお願いしたい。

①事業承継税制

- ・ 地域経済において、中小事業者の廃業の増加が深刻化している。わが国の地域の雇用や、ものづくりの基盤を支えているのは中小事業者であり、中小事業者の廃業の増加は、わが国の産業基盤に大きな影響を与えることとなる。
- ・ そこで、2018 年度税制改正では、集中的な代替わりを促すため 10 年間の特例措置として事業承継税制が大幅に改正され、2019 年度税制改正では、個人事業主を対象とした個人版事業承継税制が新たに創設された。
- ・ 日本経済の根幹に関わる中小企業や個人事業主の事業承継問題は、喫緊の課題であり、税制のみで解決できる問題ではないが、今回の改正により一定の進捗が期待できるものと評価する。
- ・ 一方で、会員企業からは以下のような声も聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 中小企業版事業承継税制について、代表者の認知症による会社機能の停止に備え、民事信託の利用が増えている。しかし、民事信託を利用すると、現状の事業承継税制は利用適用外となってしまうため、中小企業の会社存続の観点から適用要件の見直しを図って頂きたい。
 - ・ 個人版事業承継について、企業であれば株を担保とすれば他の追加担保は不要となっている一方で、個人の場合、土地・建物が追加担保となるが、銀行の担保設定がある等、煩雑化するケースがあるため、使い勝手の整備をお願いしたい。
 - ・ 現在の事業承継税制は、事業者側から見ても煩雑過ぎて使いにくく、税理士側から見ても手間がかかり過ぎて採算が合わず、取り組みにくい。
 - ・ 株式評価額での相続制度は中小企業にとって不公平を感じる。
 - ・ 事業承継税制の要件だけでなく、周知され、利用されるまでのサポート体制の充実が重要である。
- ・ 事業承継は中長期的なスパンで取り組むものであり、企業が各施策の利用を検討する際は、制度の継続が担保されることが重要な判断要素となる。したがって、今回の改正内容を 10 年間の時限措置とせず恒久化すべきである。
 - ・ また、使い勝手の向上のため、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の周知や利用のサポートなど周辺環境の整備も同時に進めるべきである。
 - ・ さらに、事業承継同様、事業譲渡についても事業存続のための重要な手段であることから、事業承継同様の税制優遇措置の導入が望まれる。

②中小企業防災・減災投資促進税制の期限延長および内容拡充と一層の PR 活動促進

- ・ 本税制は、自然災害が頻発する中、災害による中小企業への影響を軽減するための事前対策強化を目的として 2019 年度税制改正で新たに創設された。近年の度重なる大規模な自然災害により、サプライチェーンや地域の雇用を支えている地域企業が被害を受けたことで、社会基盤や生産基盤の機能喪失による日本経済の停滞を経験してきたわが国にとって非常に意義のある税制の創設であると評価する。
- ・ しかしながら、本会アンケート調査によると、本税制の認知度はいまだに低い。
- ・ また、中小企業においては、日々の業務に追われていることで、制度について知る機会も限られているものと考える。
- ・ 本税制の果たす役割は非常に大きいため、まずは期限延長を行い、より一層の PR 活動により利用を促進すべきである。

- ・ 一方で会員企業から以下のような声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 構造物に対して最新IT技術を活用した災害対策設備が増えてきているが、そのようなものについても対象範囲として頂きたい。
 - ・ 建屋などの施設へも適用対象の拡充をお願いしたい。
- ・ これまでの経験では、大規模な自然災害によって企業等に発生する被害は多様であり、従って必要とされる事前の備えも多様であるにもかかわらず、本税制が手当てする事前の備えは、主として機械設備等に対象となっている。
 - ・ このため、各省庁が所管する分野の垣根を越えて協力し、機械設備等に限定せず、工場・オフィス・店舗・倉庫等の事業用施設全般の防災・減災のための設備投資へと適用対象を拡充すべきである。また、耐震化工事的前提となる専門家からの耐震診断等、防災・減災投資に関連する周辺費用についても一定割合の税額控除を導入すべきである。

③中小企業の経営や投資を後押しする以下の特別措置の期限延長および内容拡充

- ・ わが国の中小企業は、全企業の 99%を占め、各地域に根差しながら特色ある事業合活動を行い、わが国の経済基盤を形成している。
- ・ したがって、中小企業の経営や投資を後押しするような以下の税制優遇措置については、まずは期限延長を行い、コロナショックの影響を勘案し、時限的にでも内容拡充を行うべきである。
 - － 中小企業の法人税の特例の期限延長および時限的な税率引き下げ
 - － 中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例の時限的な優遇拡充
 - － 中小企業投資促進税制の期限延長および時限的な優遇拡充
 - － 中小企業経営基盤強化税制の期限延長および時限的な優遇拡充
 - － 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の期限延長および時限的な優遇拡充

(3) 新規ビジネス開発に資する無形資産投資を促進する税制

- ・ 世界では、AI や IoT 等の急激な技術進歩を背景に、社会・産業構造のデジタル化が進むとともに、革新的で非連続なイノベーションが生まれている。このような状況下では、富を生む道具として、機械設備や建物等の「有形資産」に加えて、特許などの知的資産、従業員の持つ技術や能力などの人的資産、企業文化や経営管理プロセスといった企業の基盤的資産のような、物的な実態のない資産である

「無形資産」の重要度が増している。

- ・ 現に、多くの国では、無形資産への投資が増す傾向にあり、たとえば米国では、無形資産投資が有形資産投資を逆転する現象が 1990 年代後半から起こっている。また、GAFA と呼ばれる巨大プラットフォーマーなどでは、無形資産投資に莫大な資金を投入している。
- ・ 我が国においても、無形資産投資は増加傾向にあるものの、依然として有形固定資産投資の水準にはるかに及ばない。
- ・ 政府は「骨太の方針 2020」において「新たな日常の実現に向けた社会改革の推進力となる人材が従来に増して必要となっていることから、教育の充実により、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材育成を推進する。また、科学技術・イノベーションを加速し、生産性向上を通じた経済成長を実現する。デジタル化・人的資本形成・イノベーションの 3 分野、いわゆる無形資産への投資を強力に推進することが、将来の成長の鍵となる。」としている。また、今回のコロナショックを契機としデジタルトランスフォーメーション（DX）を更に推進していく方針である。
- ・ これらのことを踏まえると、我が国の経済成長を実現し、イノベーションを促進していくためには、無形資産投資を強力に促進する税制を整備すべきである。

①人材育成投資を促進する税制の整備

- ・ 先述したように、デジタル化や抜本的なイノベーションが速いスピードで展開する現代では、無形資産投資の重要性が高まっているが、その中でも人的資産への投資は極めて重要な要素である。
- ・ しかるに、わが国では、他の先進諸国と比べて無形資産投資の額が少ないのみならず、人的資産への投資額はとりわけ少ない。具体的には、企業内における人材育成のための能力開発費が極めて少ないことが指摘されている。
- ・ このため、先進諸国と比べ、極端に低い企業内での人的資産投資を底上げするため、税制上の措置を整備すべきである。
- ・ 具体的には、賃上げ・投資促進税制の対象の中に、既に教育訓練費が含まれているものの、人的資産投資をわかりやすく後押しするような税制、つまり、平成 24 年度税制改正によって廃止された人材投資育成税制のような人材育成に特化した税制の復活を行い、わが国における人的資産投資水準の底上げを全面的に支援すべきである。

②研究開発税制の期限延長および適用範囲の拡充

- ・ 国の「未来投資戦略 2017」と「未来投資戦略 2018」が共通して目指しているのは

Society5.0の実現すなわち、デジタル経済化、データ駆動型社会化の推進である。

- ・ また、政府は「骨太の方針 2020」において、「社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に一刻の猶予もない」としている。これらを進めるためには経済社会の各方面における研究開発活動の活性化が欠かせない。研究開発活動の分野は従来からあるモノの生産におけるプロダクト（製品）やプロセス（製造方法）の研究開発だけでなく、サービスの生産におけるプロダクト（サービスそのもの）やプロセス（業務プロセス、サービス提供方法）の研究開発も重要となる。
- ・ このことを踏まえれば、研究開発税制の適用対象となる研究開発行為はモノの生産を中心とする考え方からサービスの生産やソフトウェアの開発を含めた考え方へと拡張する必要がある。サービスに対する研究開発税制は、『対価を得て提供する新たな役務の開発』に係る研究開発のために要する費用」を対象に 2017 年度から始まったが、今後は対象となる研究開発行為および必要とする費用の範囲を拡充すべきである。
- ・ まずは、控除上限・控除率の上乗せ措置および、中小企業技術基盤強化税制の期限延長を行い、加えてソフトウェア開発などのサービスの販売を目的とする限定を外し、自社の利用を目的とする場合も含めるべきである。
- ・ その上で、具体的な対象行為や費用の範囲を拡張すべきである。
- ・ その 1 は、ビジネスモデル開発である。近年、デジタル経済の進展を背景としてシェアリングエコノミーに見られるように各種の革新的な販売技術・方法、課金方法、収益モデルが登場している。製造業においても、売り切り型の販売方法からサブスクリプション契約型⁵の販売方法が登場している。これらのビジネスモデルは消費者の利便性の向上に貢献し、支持されている。このことに鑑みると、新しいビジネスモデルの研究開発のために要する費用も本税制の適用対象に含めるべきである。
- ・ その 2 は、新業務プロセスの開発である。ブロックチェーン技術は全く新たな業務プロセスを生み出すリソースであるとされる。また、最近進められている業界を横断した EDI（電子的データ交換）の標準化は、企業間の取引に係る業務プロセスに革新をもたらすことが期待されている。さらに、RFID（Radio Frequency Identifier）⁶は流通・小売りにおける業務プロセスの在り方を変革と言われている。このように現在、効率の高い新業務プロセスやサプライチェーンを生み

⁵ サブスクリプション契約とは、主にソフトウェアのライセンス契約の方式であり、売買ではなく特定期間内の使用权を販売する方式。

⁶ RFID（Radio Frequency Identifier）とは、微小な無線チップにより人やモノを識別・管理する仕組み。IT 化・自動化を推進する上での基盤技術として注目が高まっている。

出す様々なリソースが利用可能な環境にある。このことに鑑み、わが国の低い生産性を引き上げるためにも、新業務プロセスの開発のために要する費用も本税制の適用対象に含めるべきである。

- ・ その3は、デザイン開発である。サービスの開発はモノの開発とともに一体のシステムとして行われることがある。例えば、自社商品である機械装置のユーザーの使用状況を遠隔地で把握し、より効率的な使い方や部品の取り換え時期を提案するサービスである。この場合、商品の機能やデザインがサービスと一体化して開発される。デザインの開発に要する費用も本税制の適用対象に含めるべきである。また、そもそもモノの開発においてデザインは重要な位置づけをもっており、サービスの開発に限らず、モノの開発に係る研究開発税制においてもそれに要する費用は適用の対象に含めるべきである。

③知財の蓄積を促進する税制（パテントボックス税制）

- ・ 近年、欧州を中心に、知的財産権に起因する所得について低税率や所得控除を適用する制度の導入が進んでおり、知的財産を、開発された国から税負担の低い国へ移転するといった企業行動が見受けられる。
- ・ しかしながら、今のところわが国にはこのような制度は存在しておらず、制度対応が遅れば、わが国企業の競争力の低下を招くのみならず、企業が知的財産権を税負担の低い国へ移転するような行動に繋がる可能性がある。
- ・ このため、現在行われている BEPS⁷に係る国際課税の議論に配慮しつつ、特許権などの適格知的財産から生じた所得に対して、法人税の低い税率の適用を可能とするパテントボックス税制を整備すべきである。
- ・ このことにより、知財戦略や国内の技術開発が促進され、ロイヤリティや知的財産権の譲渡益など、知的財産から生じた所得を国内に還流させることが可能となる。

（４）産学官の連携を促進する税制

①オープンイノベーションに関する現行の研究開発税制の要件緩和

- ・ オープンイノベーション型研究開発税制は、特に企業と大学が共同研究を行う場合、契約書で詳細な事項を記述する必要があるうえ、専門家の監査が必要となる。また、実際に研究開発税制の適用を申告する段階においても複雑な要件が定められている。

⁷ Base Erosion and Profit Shifting：税源侵食と利益移転。

- ・ これらに関して、本会の会員企業や会員大学からは要件の緩和や申告実務の簡素化を求める声強い。

【会員企業および会員大学の声】

- ・ 産学連携の研究開発については、現在、相手方（大学等）から申告額等の詳しい情報をもらわないと自分側の税額控除を受けることはできない。相手方に支払った金額をベースに控除を受けられるようにしてほしい。
 - ・ また、確認報告書に印鑑欄があるなど、紙ベースでのやり取りが多く、データでの対応（電子化）を推進して欲しい。
 - ・ オープン型については、手続きが煩雑である。契約確認要件が多く、研究機関ごとに確認が必要になるなど情報収集にも苦慮している。
 - ・ 大学や企業における連携時に税制の内容理解について温度差がある。また、企業が監査を依頼する税理士も慣れていない場合には unnecessary な書類を要求してくる。このため、使用方法などを、より分かり易くした上で、周知等を徹底して頂きたい。
 - ・ ガイドラインに、もう少し噛み砕いた内容をつけてもらおうと慣れていない企業にも分かり易いのではないかと感じる。
 - ・ 慣れていない企業は、研究開発費目について、選別が今ひとつわかっていないため、大学側として対応に苦労している。
- ・ これらのことを踏まえ、オープンイノベーション型研究開発税制における契約書記載事項の簡素化およびガイドラインの明確化、監査要件などを緩和し、使い勝手を向上すべきである。また、申告にあたって相手方（大学等）への支払い金額をベースに控除が受けられるように制度を柔軟にすべきである。

（５）SDGs（環境・エネルギー分野）を後押しする税制の整備

- ・ SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットからなる国際社会共通の「持続可能な開発目標」であり、世界中の企業活動に大きく影響を及ぼしている。
- ・ 例えば、企業における事業活動において、SDGs に取り組みがあるかどうかは、投資家、顧客、従業員をはじめ、取引先や地域などのステークホルダーからの信頼や社会的評価を得る指標の 1 つになっており、企業が今後、企業価値の向上と持続的な成長を図っていくために重要な要素となっている。
- ・ SDGs の目標とする事項は多岐にわたるが、その中でも環境・エネルギーに対する取り組みは重要度が高く、企業活動との関係も深い。

- ・ わが国は、全体的な CO2 排出量、1 人当たりの CO2 排出量ともに、世界の中でも上位であり、今後の企業活動において、環境・エネルギーに配慮をしながら事業活動を活性化させていくことは、世界経済において、わが国のプレゼンスを向上させていくためにも非常に重要な論点である。
- ・ 上記のことを踏まえ、本項目では、特に環境・エネルギー問題に対して、一定の効果を発揮すると考えられる税制について、利用促進や更なる拡充を図るべく要望を行うものである。

①低公害自動車の燃料補填設備に係る課税標準の特例の期限延長および拡充

- ・ 低公害自動車（軽自動車）の燃料補填設備に係る課税標準の特例は、水素等の燃料等設備の設置を支援し、次世代自動車を普及・促進することによって、大気汚染の改善、地球温暖化防止を図るとともに、エネルギーセキュリティを推進する目的で導入された。
- ・ 環境負荷の小さい自動車は、従来車に比べて高額であることに加え、燃料補填供給設備の整備が十分でないことが普及の障害となっている。
- ・ また、燃料等供給設備は、設置維持に多額の費用がかかることが整備の進まない理由として挙げられており、整備促進のためには設置者の負担を軽減させる措置が必要になる。
- ・ したがって、今後、低公害自動車を普及させていくためには、まずは初期段階において重要な水素ステーション等の整備を促進することが重要であり、減税措置の継続と拡充により整備促進を支援していくべきである。

②コージェネレーション設備に係る課税標準の特例の期限延長および拡充

- ・ コージェネレーション設備は、エネルギー供給構造が脆弱なわが国において、エネルギーの安定供給の確保、地球温暖化防止、省エネルギーの観点から非常に重要な設備である。
- ・ コージェネレーション設備は、熱と電気の一体利用を通じて排熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省 CO2 を実現するほか、地域の各種活性化プロジェクト等にも寄与することから、今後においても、活用の促進を図ることは非常に重要である。
- ・ したがって、本税制の期限延長を行い、更に活用促進に向けた拡充を行うべきである。

③省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）の期限延長および拡充

- ・ わが国では、2030 年の SDGs 達成に向けて、エネルギー政策のあるべき姿として、社会全体に供給する電気を、様々な発電方法を組み合わせてまかなう「エネルギーミックス」という考えを実現するために、各施策を講じている。
- ・ 省エネ再エネ高度化投資促進税制は、省エネ投資促進によるエネルギー消費効率の改善と再生エネルギーの更なる導入拡大を促進する税制優遇であり、環境に配慮した世界の構築には、欠かせない取り組みである。
- ・ このうち、再生エネルギー部分についての税制措置が期限を迎えることから、期限延長を行い、更に活用推進に向けた拡充を図るべきである。

（６）公正な国際課税制度の整備

①BEPS プロジェクトに対応した国内制度整備

- ・ 一部の多国籍企業による過度な節税行為への対応を目的とした BEPS プロジェクトの進展に応じて国内の制度整備が進んでいる。制度整備は総じて詳細を極め、過度な事務負担を企業に強いることとなっている。このため、本会の会員企業の中でもわが国の BEPS 対応に関心を示す企業は多く、事務負担の軽減を求める声が多く聞かれる。
- ・ したがって、BEPS 対応の制度構築にあたっては、国際基準に基づいたデジタル課税制度の構築を速やかに行い、併せて企業の事務負担の軽減に向けた配慮を要望する。

【会員企業の声】

- ・ まだ判断に迷う事案が数多くあるため、今後も明確化に努めて頂きたい。運用に関するガイドラインや事例集等があるとありがたい。
- ・ 作成を求められている資料で、本当に必要なものなのか疑問なものもある。事務負担も考慮して頂き、一層の簡素化をお願いしたい。
- ・ 作成義務のある資料の中には、調査にあまり参考にされないものが含まれているが、これらの作成にも相当なコストを費やさねばならず、負担感は非常に大きい。

②外国子会社合算税制（CFC 税制）

- ・ 「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との BEPS プロジェクトの基本的考

え方を踏まえ、近年の税制改正では外国子会社合算税制（CFC 税制）⁸の見直しが続いている。

- ・ 特に、最近では 2017 年度税制改正で従来の、合算課税対象の判定基準であるトリガー税率が廃止され、外国子会社の所得や事業の内容によって合算課税対象を判断する仕組みとなった。一定の金融所得や実質的活動のない事業から得る「受動的所得」は原則として合算対象とし、経済活動の実体のある事業から得る「能動的所得」は、外国子会社の税負担率にかかわらず対象外となった。
- ・ 2018 年度税制改正では合算課税対象について、M&A によるシナジーの最大化を図るため、ペーパーカンパニー等へ整理時の課税が見直された。また、2019 年度税制改正ではペーパーカンパニーにおける国内外のビジネス実態をより考慮し、一定基準の外国関係会社をペーパーカンパニーの範囲から除外する緩和策が講じられた。
- ・ しかしながら、会員企業からは、本制度上の問題点、懸念事項について多くの声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 特定外国子会社等に該当するかどうかの判定基準である租税負担割合（20%未満）の引き下げを作業負担の観点からお願いしたい。
 - ・ 外国子会社合算課税（CFC 税制）については、適用の有無を判定する子会社数が格段に増加したことにより事務工数が大幅に増え、負担となっている。
 - ・ 事業の再編で、一時ペーパーカンパニーが発生することがある。その場合でも対応が必要となるため、従来から経済活動基準を満たしていた企業を対象から外すなどの柔軟な判断をお願いしたい。
 - ・ まだ曖昧な解釈で当局に確認しながら処理を行っているものも多く、より透明性のある事例集やガイドラインがあるとありがたい。
 - ・ 現状のペーパーカンパニーに該当する可能性のある企業が多く、それら全ての申告書を作成する負担が非常に大きい。
- ・ したがって、企業へ過度な負担を強いることがないよう実務の軽減に配慮すべきである。加えて、租税回避に利用される可能性が低い国は一律合算課税対象から除外するホワイトリストの導入や、租税回避に利用される可能性が高い国についてのみ外国子会社の合算課税対象の判定を行うなど、本制度の本旨に立ち返り、

⁸ 外国子会社合算税制（CFC 税制、CFC は Controlled Foreign Company の略）とは、外国子会社を利用した租税回避行為を防止するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得相当額を日本の親会社の所得とみなして、日本で合算課税する制度。

わが国で納めるべき税を意図的に回避する行為のみを合算課税の対象とするよう、見直しの継続を要望する。

③国際課税をめぐるトラブル解決

- ・ わが国企業の海外進出が進む中で、海外で獲得した利益の還流を円滑に進めるためには、新興国等の進出先で適正な課税が行われることが重要である。
- ・ しかしながら、進出先（主に新興国）の税務当局との課税トラブルが増加しており、本会会員企業への聞き取り調査でも、以下の様に国同士での解決を強く望む声や BEPS 対応が加わって国際課税業務がさらに多忙になることを懸念する等の声が聞かれた。企業が対応に苦慮した結果、やむなく課税に従う場合もある。

【会員企業の声】

- ・ 日本とインドの租税条約問題。インドのみが技術役務提供料について源泉徴収される。他の国と同様に免除をお願いしたい。
 - ・ 海外での協議に時間がかかり過ぎている。租税条約上に期限の設定がないのが理由であり、期限の設定が望まれる。第三国の仲裁機関を立てる手もあるかもしれない。また、時間の経過とともにかなり高いペナルティの利息が加算されてくるので、当方に有利に決着しても、結果としてあまりメリットがないケースもある。
 - ・ BEPS の文書化基準の見直しをお願いしたい。ローカルファイルへの記載基準となる取引金額が少額すぎるため基準金額の見直しをお願いしたい。
 - ・ 課税に対して異議を申し立てる仕組みはあるが、相手国が何らかの理由で話し合いに応じないケースも多々あり、非常に不合理であるため、租税条約で逃げ道を無くすような項目を増やしてほしい。
 - ・ 租税条約ネットワークの更なる構築や、当局間での連携や事前協議の強化に努めて頂きたい。
 - ・ 理不尽な課税については、未然に防ぐことが大前提であるため国と国でしっかりと交渉するなど、国として立ち向かってもらいたい。
-
- ・ このため本会会員の意見にもあるように、国として相手国に立ち向かっていただき、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行っていただきたい。
 - ・ また、わが国課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施するとともに、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図ってい

ただきたい。あわせて、判断・調整プロセスについても更に透明性を高めていた
ただきたい。

- ・ このことにより納税されるべき国で納税がなされるとともに、二重課税、追徴、紛争解決費用などのリスク、国際税務に係る事務負担等が軽減されることとなる。

④外国税額控除制度

- ・ 外国税額控除制度については、税額控除について算出方法の改善、納税証明書のフォーマットの統一および電子化推進、外国税額控除限度を超過した部分の繰越期間が3年と短いため、延長するなどの改善を図るべきである。

⑤海外所得の国内還流を促進する税制

- ・ 企業が海外で得た収益は、現地での再投資とともに、親会社などに対する配当として日本に還流して国内の研究開発や設備投資、従業員の賃金などに使われる。
- ・ したがって、海外の活力をとりこみ、わが国の経済が持続的に成長していくためには、資金の還流を増やしていくことが重要である。
- ・ このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%に引き上げ、さらに還流増加分などに対する税額控除等を行うべきである。
- ・ これらのことにより、国内に還流した資金による国内経済の活性化や産業構造の転換が図られるものと考えられる。

4. 国家的災害リスク管理の向上

- ・ 2011年3月の東日本大震災、2012年4月の熊本地震、2018年6月の大阪府北部地震や7月の西日本大豪雨、2019年9月の台風15号、10月の台風19号、そして2020年7月の豪雨による九州や中部をはじめとする各地での河川氾濫など、度重なる自然災害によりわが国は、多くの尊い人命・財産を失うとともに、社会基盤や生産基盤の機能喪失によって、長期にわたる経済・社会活動の中断・停滞を経験した。
- ・ 今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生が高い確率で予想されていることや、毎年のように起こる風水害などを踏まえると、わが国経済社会のレジリエンス向上に向けたあらゆる事態を想定した防災・減災対策の推進は喫緊の課題である。
- ・ 2018年12月に見直された「国土強靱化基本計画」では、官民の防災・減災対策を促進する様々な対応について方針が打ち出されたところである。

- ・ これらの諸施策がより大きな効果を発揮するためには、企業による自主的な防災・減災対策の推進、換言すれば企業による国土強靱化への参画が不可欠である
- ・ 2019 年度の税制改正により、国土強靱化に資する税制として、新たに「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設された。
- ・ 今後も、企業による自主的な防災・減災に資する設備投資等の範囲拡充や、災害からの復旧・復興に役立つ重機等の設備保有を促進する税制の整備を望むものである。

（１）国土強靱化に資する税制の体系的整備

①体系的な制度の整備・創設（国土強靱化税制（仮称））

- ・ あらゆる自然災害（地震・風水害・火山噴火等）を念頭に置いた民間企業の防災・減災投資を促進することにより、そこで従事する働き手の命や、人々が生計を立てる場である個々の財・サービスの生産現場、それを連ねたサプライチェーン、ひいては社会経済システム全体の強靱化を高めるという社会意義を評価し、自主的に行った事前対策のうち、資産計上がなされる建物や設備等への投資に対する税制優遇措置に関して体系的な制度の整備・創設がなされることを要望する。

②国土強靱化税制（仮称）の内容

- ・ あらゆる自然災害（地震・風水害・火山噴火等）を念頭に置いた、全ての事業者が行う、建物、機械設備、土木構築物、移転等に対する防災・減災投資行為を対象とすべき。

具体的な投資行為と税制措置の案については、以下の通りである。

○工場、オフィス、店舗、倉庫など事業用施設の防災・減災に資する設備投資

- － 自然災害を念頭に置いた防災・減災を目的とする既存の事業用建築物（工場、オフィス、店舗、倉庫等）の改修・増改築や収容される機械設備等の固定化であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建築物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された建築物あるいはその部分について、かつてのグリーン投資減税と同様に、取得額の 30%の特別償却もしくは取得額の 7%の税額控除を可能とする。
- － あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を 5 年間 2／3 に軽減する等の措置を講ずる。

○防災・減災に資する機械設備投資

- － 中小企業防災・減災投資促進税制で対象となっている機械設備に加え、電気・ガス・水道・通信などのライフライン系の防災・減災に資する工事一式について、有形固定資産に計上する取得額の 30%の特別償却もしくは、7%の税額控除を可能とする。

○防潮堤、防波堤、岸壁、護岸、避難棟、建物高層化など津波・洪水等の被害軽減、航路保全に係る設備投資

- － 津波・高潮・洪水等の被害軽減や航路保全を目的とする既存の防潮堤・防波堤・岸壁・護岸の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を目的とする既存施設の高層階化や新設であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された施設あるいはその部分について取得額の 30%の特別償却もしくは取得額の 7%の税額控除を可能とする。
- － あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を 5 年間 2 / 3 に軽減する等の措置を講ずる。

○事業用施設のより安全性の高い場所への移転もしくは事業拠点の複数化に係る設備投資

- － 自然災害に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転もしくは事業継続性の向上に資する事業拠点の複数化のための事業場の新設あるいは増設であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された事業場あるいは施設について、取得額の 30%の特別償却もしくは取得額の 7%の税額控除を可能とする。
- － あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を 5 年間 2 / 3 に軽減する等の措置を講ずる。

○非常用電源等の非常用機器の設置に係る設備投資

- － 自然災害に備えた事業の継続性の向上を目的とする非常用電源等の非常用機器であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された機器の取得額の 30%の特別償却もしくは取得額の 7%の税額控除を可能とする。
- － あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を 5 年間 2 / 3 に軽減する等の措置を講ずる。

○建設事業者の災害復旧活動に資する建設機械等の取得に係る設備投資

- － 災害復旧に資すると認定できる特定の機械等に係るものであって、建設事業者が行う設備投資については、その結果取得された当該特定の機械等について、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。
- － あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間2／3に軽減する等の措置を講ずる。

○浸水・液状化対策に係る工事

- － 浸水や地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良や土木構築物等の工事であって関係基準等を満たす投資については、土地や土木構築物の簿価の増加額の7%の税額控除を可能とする。
- － あるいは、当該簿価増分について、固定資産の課税標準を5年間3分の2に軽減する等の措置を講ずる。

○その他、防災・減災に資する取り組みに係る設備投資

- － 上記以外の防災・減災に係る設備投資（工場内の地震シェルターの設置等）、あるいは地震対策用の支出で資産計上されるもの（地震動解析ソフトウェア購入等）についても、企業の防災・減災力を高める観点から、真に必要と考えられるものについては税制上の措置を検討いただきたい。

○防災・減災投資に関連する周辺費用に対する一部税額控除

- － 防災・減災投資に関する専門家への相談費用など、防災・減災投資と関係の深い費用について一部税額控除の対象とすべき。

（２）防災・減災に資する既存税制の活用促進及び拡充・延長

- ・ 政府は、これまでも、ホテルや旅館等の耐震改修に対する税制優遇措置、津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例、データセンターの分散化を促進する税制など、種々の助成措置を講じてきた。また、2019年度税制改正では中小企業防災・減災投資促進税制が創設された。
- ・ しかしながら、本会が実施したアンケート調査によれば、これらの認知度は低い⁹。

⁹ 本会が2020年5月に実施したアンケート調査（回答総数173社）によれば、「既存の防災・減災に資する税制についてご存知ですか」の問いに対し、各税制について回答状況は違うもののすべての項目について「知らない」「活用したことがない」との回答が「知っている」「活用したことがある」よりも圧倒的に多い結果となった。

- ・ したがって、税制をはじめとする助成措置について、より多くの企業が利用できるよう、周知方法の改善を図るべきである。
- ・ また、既存の助成措置について、企業が認知していても、対象が狭く限定されており適用要件に合わないため申請できない、適用要件の判断が難しいので申請を行わなかった、期間が限定されているため対策を行うタイミングと合わない、等の理由で活用に至らないケースがある。
- ・ したがって、官側による申請のサポート、適用要件の緩和、対象の拡大、期間の延長等により、助成措置の使いやすさの向上を図るべきである。
- ・ 同趣旨の既存税制に対する要望内容は以下の通りである。

①中小企業防災・減災投資促進税制の期限延長および内容拡充と一層のPR活動促進（再掲）

- ・ 本税制は、自然災害が頻発する中、地震や水害等の災害による中小企業への影響を軽減するための事前対策強化を目的として 2019 年度税制改正で新たに創設された。近年の度重なる大規模な自然災害により、サプライチェーンや地域の雇用を支えている地域企業が被害を受けたことで、社会基盤や生産基盤の機能喪失による日本経済の停滞を経験してきたわが国にとって、非常に意義のある税制の創設であると評価する。
- ・ しかしながら、本会アンケート調査によると、本税制の認知度はいまだ低い。
- ・ 中小企業においては、日々の業務に追われていることで、制度について知る機会も限られているものとする。
- ・ したがって、本税制の果たす役割は非常に大きいため、まずは期限延長を行い、より一層のPR活動により利用を促進すべきである。
- ・ 一方で会員企業から以下のような声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 構造物に対して最新IT技術を活用した災害対策設備が増えてきているが、そのようなものについても対象範囲として頂きたい。
 - ・ 建屋などの施設へも適用対象の拡充をお願いしたい。
- ・ これまでの経験では、大規模な自然災害によって企業等に発生する被害は多様であり、従って必要とされる事前の備えも多様であるにもかかわらず、本税制が手当てする事前の備えは、主として機械設備等に対象となっている。
 - ・ このため、各省庁が所管する分野の垣根を越えて協力し、機械設備等に限定せず、工場・オフィス・店舗・倉庫等の事業用施設全般の防災・減災投資へと適用対象を拡充すべきである。また、機械・設備の対象に電気・ガス・水道・通信などの

ライフライン系の防災・減災に資する工事一式を加えるべきである。加えて、耐震化工事の前提となる専門家からの耐震診断等、防災・減災投資に関連する周辺費用についても一定割合の税額控除を導入すべきである。

②耐震改修促進税制

- ・ 本税制は耐震改修促進法により不特定多数の者が使用する等の理由で耐震診断が義務付けられる一部の建物について、耐震改修を促進するための税制優遇であるが、人命保護を第一義としていることから、耐震診断義務付け未満の構造物であっても、自主的に耐震診断を受診し、耐震改修を行った建造物へも対象範囲の拡張をすべきである。
- ・ また、前述の通り、わが国の社会経済システムの強靱性を高めるため、事業継続性の向上の観点も加味して、現在耐震診断が義務化されていない工場、事務所、倉庫、卸売市場等の建造物が、自主的に耐震診断を受診し、耐震改修を行った場合についても対象範囲を拡張すべきである。

③地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置

- ・ 本税制は、地震防災対策の一環として、緊急地震速報受信装置等の設置をする事業者等に対して固定資産税の税制優遇を行うものである。
- ・ 同装置の普及率はいまだに十分な水準とはいえない。また、近年、大規模な地震が想定される中、減災・防災に対する意識は高まっており、IT技術を活用した新しい防災・減災対策に資する技術が生まれていることから、本税制の必要性和適用範囲の拡充に対するニーズは高まっている。
- ・ したがって、適用資産の範囲を拡充すべきである。

④民有護岸・係留施設の耐震改修に係る税制優遇措置

- ・ 本税制は、全国の港湾隣接地域内にある民有護岸・岸壁・栈橋について、耐震性に係る点検結果を港湾管理者に報告し、報告後３年以内に耐震改修を行った施設への税制優遇である。
- ・ 施設の耐震性に係る点検の報告期限が2020年3月までであるが、本税制の認知度の低さに加え、事業者の設備投資のタイミング、適用要件、手続きの難解・煩雑などの理由で民間事業者の理解が進んでいないのが、実情である。
- ・ したがって、期限の延長及び、本税制の周知徹底、要件の柔軟な解釈を行い、活用を増進すべきである。
- ・ なお、港湾隣接地域内においては、立地する事業者がその土地の地主ではないケースがかなりの程度見られる。このため事業者が護岸等の耐震改修を望んだとし

ても、その意向を地主が理解しなければ、改修事業は進まない。このような事情が本税制の利活用が進まないことの理由の一つであることも考えられる。

⑤国の無利子貸付を受けて改良された護岸等に係る固定資産税の特例措置

- ・ 本税制は対象の推進地域に民有護岸等を有する事業者に対して、国の無利子資金の貸付けを受けて民有護岸の耐震改修を行った際の税制優遇である。
- ・ 無利子貸付制度を利用した改修工事を 2021 年 3 月までに完了しなければならないとしており、認知度の低さに加え、事業者の設備投資のタイミング、適用要件、手続きの難解・煩雑などの理由で民間事業者の理解が進んでいないのが、実情である。
- ・ したがって、期限の延長及び、本税制の周知徹底、要件の柔軟な解釈を行い、活用を推進すべきである。

⑥津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置

- ・ 本税制は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に基づき港湾施設等の取得・改良を行った事業者に対する税制優遇である。
- ・ 前述の税制同様、認知度の低さに加え、事業者の設備投資のタイミング、適用要件、手続きの難解・煩雑などの理由で民間事業者の理解が進んでいないのが、実情である。
- ・ したがって、本税制の周知徹底、要件の柔軟な解釈を行い、活用を推進すべきである。

⑦津波避難施設に係る特例措置

- ・ 本税制は、最大クラスの津波などから緊急的・一時的な避難場所の確保を行う観点から施設所有者の負担軽減を図る目的で導入がなされた。
- ・ 自然災害が起こった際には、人命を守ることが第一優先となることから、本税制により避難場所が促進されることは社会的にも非常に意義のあることである。
- ・ したがって、期限の延長及び、適用対象の拡大を行い、活用の推進をすべきである。

⑧地域データセンター整備促進税制

- ・ 本税制は、首都直下型地震対策区域内の特定の電気通信事業者によるデータセンターのバックアップ設備の整備を促進することを目的とした税制優遇である。
- ・ 前述の税制同様、認知度の低さに加え、利用できる対象地域や事業者が限定的である。

- ・ したがって、適用対象地域・事業者の範囲拡大を行い、活用の推進をすべきである。

（３）災害復興に資する税制の強化

①地震保険の保険料控除拡充

- ・ 地震保険の保険料控除制度は、度重なる大規模な地震災害を経て、国民の自助努力を高めて地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献する地震保険の利用及び加入促進を図るため、2007年に創設された。東日本大震災や熊本地震を経験し、今後、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている中、地震保険の果たす役割は非常に大きくなっており、加入率は増加傾向にある。
- ・ しかしながら、保険料率は引き上げ傾向にあることもあり、全国の世帯加入率では30%程度と依然として低い水準にとどまっている。
- ・ 本税制は、災害被害に対する国民生活の復興、ひいてはわが国の経済全体の安定にも大きく寄与するものとなるため、今後も制度普及に向けたPR活動と保険料控除幅の拡充を図り、加入者促進を図るべきである。

（４）税制措置の効果

- ・ これらの税制の整備・創設によって多様な効果が見込まれる。
- ・ まずは、将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果が見込まれるとともに、速やかな復旧に対する備えが可能となる。その結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。
- ・ 次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。その結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果が見込まれ、さらにその結果として諸税収の減少を抑制する効果が見込まれる。
- ・ また、対策を講じることで裾野の広い建設関係の需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など、経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

5. 税制の合理性、受容性、中立性の向上

- ・ 国への信頼は企業や個人が納税を行う大前提であるが、合理性や受容性を欠いた税制は国への信頼を著しく損なうものとなる。
- ・ したがって、時代の変化に合わない、そもそも課税根拠が不明確である等、合理

性を欠いた税制について見直し、受容性を高め、経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進めるべきである。

（１）受容性の低い税制の廃止・整備

①印紙税の廃止

- ・ 電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っている。
- ・ 本会会員へのアンケートや聞き取り調査では、印紙税の合理性や、実務面での負担感に関して以下のような意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 商取引の電子化が進む昨今の流れからすれば、存在意義を失っている。
 - ・ 取引形態の変化に伴い、書面文書のみが課税対象となるのは不合理である。
- ・ 以上のように合理性を失っていることに加え、商取引の振興や事務負担軽減の観点からも、印紙税は廃止すべきである。

②法人事業税における収入金課税の見直し（再掲）

- ・ 電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、収入金への課税は合理性を失っているため、地方税の財源確保を図った上で課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

（２）自動車関係諸税の整理、簡素化、新税制の創設

- ・ 揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などの自動車関係諸税は、複雑かつ時代の変化に合わないものとなっているため改革が必要である。また、自動走行や環境対応などの分野で、わが国が世界をリードすることが期待されるものについては、その普及促進のため税制の整備が必要である。
- ・ そこで、自動車関係諸税について以下のような観点から見直すべきである。

①体系的な整理・簡素化

- ・ 自動車関係諸税は、同一の課税対象に複数の税が名目を変えて折り重なる複雑な税制となっており、自動車の利用者に過大な税負担を強いているため、体系的な見直しを行い整理・簡素化を図って納税者負担を軽減すべきである。

②課税の多重性の解消

○車体課税

- 自動車取得税については、2019 年 10 月 1 日の消費税税率の引き上げに伴い、自動車取得税の廃止および「環境性能割」（自動車税・軽自動車税）の導入がなされた。
- 車体課税については、自動車取得税に代わり導入された燃費性能に応じて課税される環境性能割が、引き続き消費税と、自動車重量税が自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者の負担が過大となっている。
- したがって、環境性能割についても、車種によっては負担増となることから、ユーザーの過度な負担増につながらないよう配慮すべきである。
- 2019 年度与党税制改正大綱では「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸念事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。」とされていた。
- しかしながら、自動車の近年の技術革新による環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえ、課税の多重性を解消するべく車体課税全体の見直しを行うべきである。

○燃料課税

- 燃料課税については、ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課されるいわゆる「Tax on Tax」となっていることから、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

③暫定税率から本則税率への変更

- ・ 揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税等の自動車関係諸税は、本則税率を超える高い税率が「当分の間として措置される税率」として課せられている。
- ・ これらの税については整理・簡素化が本来の姿であるが、それが早期に実現しない場合は、少なくとも本来の税率である本則税率に戻すべきである。

④環境性や安全性の向上の促進

- ・ 環境負荷の小さい自動車¹⁰に対する「エコカー減税¹¹」（環境性能割および自動車重量税の減免措置）や、「グリーン化特例¹²」（自動車税および軽自動車税の軽減、

¹⁰ 一定の排ガス性能・燃費性能を有する自動車（ハイブリッド車を含むガソリン車・LPG 車）および、特に環境性能の優れた自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）

¹¹ エコカー減税の期限：（自動車重量税）2021 年 4 月 30 日

¹² グリーン化特例の期限（自動車税・軽自動車税）：2021 年 3 月 31 日

古い車は重課)は、2019 年度税制改正で一部の適用要件を見直した上で、期限が延長されたが、これを継続することが重要である。

- ・ また、2019 年度税制改正では、先進安全自動車 (ASV)¹³に対する税制特例 (自動車取得税および自動車重量税)についても、延長・拡充された¹⁴。
- ・ 現在、同特例はトラック、バスが対象となっているが、近年は乗用車にも様々な安全装置が装備されており、自動車の安全性を更に高める観点から、乗用車等も含め、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税を検討すべきである。
- ・ あわせて、安全運転支援のためのインフラ整備 (車車間通信、路車間通信等) に対しても税制面での配慮をお願いしたい。
- ・ これらの措置は、技術革新が進む自動走行分野においてわが国が世界をリードすることに繋がり、わが国の自動車産業のさらなる発展にも寄与することとなる。

⑤燃料電池自動車 (FCV) の普及拡大を促進する税制の整備

- ・ 政府は「日本再興戦略 2016」で「次世代自動車については、2030 年までに新車販売に占める割合を 5 割から 7 割とすることを目指し、初期需要の創出を図り、自主的な市場を早期確立するとともに、普及に不可欠な充電器や水素ステーションの整備を進める」としている。
- ・ 燃料電池自動車 (FCV) については、既に減税 (エコカー減税、グリーン化特例)、CEV 補助金といった施策が講じられており、これらの施策の継続を期待する。

6. 税務負担の継続的軽減

- ・ 納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっており、本会の会員企業へのアンケート調査、聞き取り調査からも事務負担の軽減を望む声が非常に多く聞かれた。
- ・ また、企業の税務負担の軽減は、現在、政府が積極的に推進しているテレワーク等の「働き方改革」にも資するものである。
- ・ したがって、企業の税務負担軽減方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて以下のように簡素化を図るべきである。

¹³ ASV : Advanced Safety Vehicle。先進技術を利用して安全運転を支援するシステムを搭載した自動車。税制特例の対象となる装置は、衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置 (2018 年度税制改正で対象車両拡充)。

¹⁴ 税制特例の期限は自動車重量税が 2021 年 4 月 30 日

（１）申告・納税の電子化、申告調整事務の軽減

①申告・納税の電子化の推進

- ・ 2018 年度税制改正で、2020 年 4 月より資本金 1 億円以上の大法人は電子申告が義務化されることとなった。また、電子申告の利便性向上のため、提出情報等のスリム化・データ形式の柔軟化・提出方法の拡充・提出先の一元化・認証手続きの簡便化などの見直しについても明記された。
- ・ 電子申告の利用拡大が図られることは、企業および行政双方の業務効率化に繋がるため、是非とも推進していただきたい。
- ・ また、政府の「骨太の方針 2020」では、「わが国社会全体のデジタル化を強力に推進する。まずは、デジタル・ガバメントの構築を早急に対応が求められる。言わば一丁目一番地の最優先政策課題として位置づけ、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンスオンリー化など取組みを加速する。」としているように、まずは行政のデジタル化を推進し、浸透させることが重要である。
- ・ 電子申告の利用拡大が図られることは、企業および行政双方の業務効率化に繋がるため、是非とも推進していただきたい。
- ・ しかしながら、現行の e-Tax・eLTAX の両電子申告・納税システムについて、会員企業から改善を求める多くの声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 添付書類をすべて電子データで送信できるようにして頂きたい。
 - ・ 具体的なフォーマットなどを整備し、事務負担の簡素化をお願いしたい。
 - ・ e-Tax と eLTAX のデータを共有化、一元化して欲しい。
 - ・ 電子申告の義務化にあたっては、申告書添付要件の緩和（保存義務への組み替え等）を改めて検討いただきたい。
- ・ したがって、電子申告の利便性向上を進めるにあたっては、これらの意見に配慮した、より利用者目線での改善を強く望むとともに、電子申告・納税利用に対するインセンティブを高めるような施策などにも期待したい。

②申告調整事務の軽減

- ・ 税の申告に当たっては、必要な実務の適正な実行が求められる。その中には、税法改正の細部に至るまでの把握、証拠書類の収集・保存、会計帳簿の点検、在庫評価等の的確な事実認識等が含まれる。
- ・ このうち、企業会計のための実務と共通しない税務固有の実務の増大を極力回避し、実務の煩雑さの軽減が図られるべきである。
- ・ わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に

関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。

- ・ 会計基準と税法基準の差異は近年拡大傾向にあり、今後国際会計基準（IFRS）に準拠する企業が増加すればこの傾向はますます強まることとなる。このことを踏まえ、差異を縮小する方向で税制のあり方が検討されることを期待する。

③減価償却資産事務の軽減

- ・ 減価償却制度については、2008年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。
- ・ 機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」など）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産があるため、見直しを図り明確化すべきである。また、事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

（２）地方税の納付事務の軽減

- ・ 地方税の中で、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は煩雑さが大きい代表例である。
- ・ 本会会員への聞き取り調査では、「全国に支店があるため、地方税に関わる事務負担は非常に大きい。本店所在地の自治体に一括して地方税を納付できる仕組みとしてほしい」との意見が聞かれた。
- ・ したがって、複数の自治体に跨る申告・納税手続きの一元化や、自治体毎に異なる帳票の統一等、納税事務の効率化が図られるべきである。
- ・ また、地方法人二税はその成分に国税である法人税を含むため、法人税の修正申告が発生した場合、連鎖して地方法人二税の修正が発生し、税務がとても煩雑となる。法人税が地方税として徴収されることは本来望ましくない。煩雑な修正申告の連鎖を断ち切るためにも、また、本来の望ましい税制とするためにも地方法人二税における法人税の成分の廃止に向けた検討が開始されることを期待する。

第Ⅲ部 今後の課題解決に対する意見

《今後の課題解決に対する税制等の要望項目》

今後の課題解決に向けて、以下の５点について要望する。

- 公平な所得再分配に資する構造的改革 . . . P 5 4
- 国の根幹にかかわる人口と経済繁栄の地域間格差の是正 . . . P 5 6
- 基幹税である消費税制の改善 . . . P 5 9
- 経済活動を抑制する税制や歪みを与える税制の廃止
または見直し . . . P 6 0
- 納税者権利憲章の制定 . . . P 6 3

1. 公平な所得再分配に資する構造的改革

(1) マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置の導入

- ・ マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野における行政手続きの簡素化などを目的として2016年1月から運用が開始された。
- ・ 今回のコロナショックでは、10万円の特別給付金の給付の際に、マイナンバー制度を利用した措置を講じたものの、マイナンバーの普及率がもともと低かったことに加え、マイナンバー制度に対する国民や地方自治体の理解度が乏しかったこと等を背景として、混乱を招く事態も生じ、制度の有効性には課題が残る結果となった。
- ・ 例えば、米国におけるコロナショックの現金給付対応は、政府が納税者個人の所得や給付金の支払先に関する正確な情報を把握していたことから、資金を必要としている人々を選定し、我が国よりも格段にスピード感を持って給付金を支給することに成功している。
- ・ 現在、マイナンバー制度と銀行口座の紐づけに向けて政府内でも議論が進められているが、コロナショックにより低所得者の生活保障の問題が顕在化したことを鑑みると、本当に資金を必要としている世帯に迅速に必要な分を届けるためには、個人の正確な所得を国が把握することが絶対条件になる。
- ・ このように、所得の正確な把握とマイナンバー制度との紐づけにより、行政サービスにおける利便性が格段に向上することが想定される。
- ・ したがって、まずは国民の理解を得てマイナンバー制度を普及させることが非常に重要であり、個人情報保護や情報セキュリティ面には十分に留意した上で、制度への理解度を高めていくべきである。また、簡素な給付制度の設計にあたっては、当該制度の他の用途への拡張可能性や、利用者の利便および行政側の事務合理化を念頭に置くべきである。

(2) 所得税において公平性と効率性の高い所得再分配制度である給付付き税額控除の導入検討

- ・ 上記に加えて、公平性と効率性の高い所得の再分配を考える上で、現代の社会情勢に応じた所得税における抜本的な改革の検討も必要である。
つまり、既に欧米諸国で導入されている、所得税における「給付付き税額控除制度」の導入の検討である。
- ・ 現在の所得税における基礎控除は、個人の所得において、最低限度の生活を守るために一定額を課税しないという考え方に基づいている。

- ・ しかしながら、この基礎控除額は、所得が高くなるほど税率も高くなる累進税率の所得体系では、高い税率を掛けられる高所得層の基礎控除分も非課税となるため、高所得層により大きな利益をもたらしている。一方で、非課税世帯のような低所得者は、そもそも基礎控除分を総課税所得金額から控除しきれない場合もあり、所得の再分配効果は限定されている。
- ・ 「給付付き税額控除制度」では、所得税の課税額よりも税額控除額が大きい場合、その分を現金で給付する仕組みであるため、より公平な所得の再分配が可能となる。
- ・ しかしながら、本制度は、前述したような政府による個人の正確な所得把握が絶対条件となることや、所得税の負担能力調整措置を所得控除から税額控除に切り替えていく必要があり、租税体系全体において抜本的な改革が必要になる。
- ・ したがって、準備に時間はかかるかもしれないが、より公平かつ効率的な所得再分配制度を実現するための抜本的な税制改革の1つの選択肢として、「給付付き税額控除制度」の本格的な検討が前進することを期待する。

(3) ベーシックインカムの本格的検討

- ・ 今回のコロナショックにおいて、政府は、国内に住むすべての人を対象として、一律10万円の特別給付金を給付する措置に踏み切ったが、これは、まさにベーシックインカムの考え方に近いものである。
- ・ こうした経緯もあり、近時、ベーシックインカムについて議論がされるようになったが、ただ単に一定額を給付すればよいという単純な議論に留まっている様子も見受けられる。
- ・ 本来、ベーシックインカムは、政府が全ての国民に対して最低限度の生活を守るための現金給付を行うものであるが、導入の際には、生活保護や公的年金をはじめとする個別対策的な社会保障政策は、大幅縮小することが前提となっている。
- ・ このため、ベーシックインカムを検討・導入する際には、(1)や(2)で述べた措置の必要条件である、マイナンバーと給付金の振込先となる銀行口座の紐づけや、個人の所得の正確な把握、所得税の負担調整を所得控除から税額控除に切り替えること等に加え、税体系と社会保障制度を一体として見直す必要がある。
- ・ こうした制度の検討には時間がかかることはやむをえないが、制度が有効に構築された場合には、税と社会保障の両面で国民側の利便と行政コストの削減に大きなメリットが期待できる。
- ・ このため、国民の最低限度の生活を効果的・効率的に守る方法の1つとして、ベーシックインカムの有効性について、政府内で本格的な検討がなされることを期

待する。

2. 国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正

(1) 人口増加、労働人口増加の支援

- ・ 各地域においては、急速に進む人口減少や少子高齢化による労働力の減少が地域経済を衰退させる大きな原因となっている。このため、人口減少に歯止めをかけるとともに、潜在的な労働力として注目されている女性や高齢者の労働参加を妨げている制度的要因や慣習を緩和していく方策を多面的に検討する必要がある。
- ・ また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の出生行動にマイナスの影響を及ぼしているとの見方が多く、わが国における出生率低下の問題は、一時的ながら更に深刻になるかもしれない。
- ・ 上記を踏まえると、税制面においては、他の先進国と比べ、働き方の多様性が少ない女性の労働参加率を高めるとともに、労働意欲のあるシニア世代が多様な働き方ができるよう「労働参加を促す税制の整備」を検討する必要がある。
- ・ 加えて、人口減少の根本を解決するために「結婚・出産・育児へのインセンティブを高める税制の整備」を検討する必要がある。

①結婚を促し多産に資する税制の整備

- ・ 現在の出生率の低迷は、結婚した夫婦の出生率は大きく低下していない事実から見て、結婚しない男女の増加が主な原因であることが統計的に証明されている。
- ・ このため、結婚のインセンティブを高めることが重要であり、併せて多産のインセンティブも高める制度を税制面からも検討する必要がある。具体的には、結婚や出生率の増加に一定の効果を発揮するといわれている所得税制における「N分N乗方式¹⁵」の導入について本格的な検討が着手されることを期待する。

②女性の社会参加を促進する税制の整備

- ・ 生産年齢人口の減少を背景に働き手の減少が進み、また、イノベーションを促進するためにも働き手の属性の多様化が求められているなか、一層の女性の社会進出が求められている。
- ・ 共働き世帯が増加している現代ではあるが、過去の社会情勢をもとに作られた配

¹⁵ N分N乗方式とは、世帯所得の合計を世帯人数で割った金額に税率をかけ、算出された税額に世帯人数をかけて、世帯の課税額を算出する所得税の課税方式。

偶者控除や配偶者特別控除のような制度は、依然として存在し、103 万円、150 万円といった税制の壁の問題は解消されたものの、夫婦共に正社員として働くような世帯は税制上の恩恵を受けることができないため、相対的にはあるが、女性の勤労意欲を削ぎ、女性の社会進出を妨げているとも考えられる。

このため、共働き世帯についても恩恵を受けることができる中立的な税制へと体系的な整備をしていくべきである。

- ・ なお、上で述べたように、103 万円と 150 万円の壁と言われ、パート労働者（その多くは家庭の主婦）の労働参加を妨げてきた税制上の問題は、既に解消されているが、106 万円あるいは 130 万円の壁といわれる社会保険の壁は依然として存在し、パート労働者の勤労意欲を削ぐことによって、結果として女性の社会進出を妨げている。このため、税制ではないものの、厚生年金・健康保険の適用範囲の拡大など、何らかの制度の見直しが求められる。

③シニア世代の労働参加を妨げないような税制・社会保障の整備

- ・ わが国の人口は 2008 年をピークに減少が始まり、その中でも生産年齢人口は急速に減少している。このような状況のなか、シニア世代における労働参加を促すことは、わが国の経済活動を継続的に成長させるために重要な施策であるといえる。
- ・ しかるに、現在の所得税制では、在職老齢年金制度により、年金と給与の月額平均の合計が一定額を超えると、超えた金額の半分が年金からカットされるため、労働参加を控える要因になっている。
- ・ したがって、人生 100 年時代と言われるなか、個々人の多様な働き方を促進するとともに、労働参加率を引き上げるためにも、シニア世代の労働意欲を掻き立てるよう税制と社会保障を一体で検討・整備をしていくべきである。
- ・ 会員企業からは、②と③に関する問題点や懸念事項について以下のような声が聞かれた。

【会員企業の声】

<女性の社会参加促進について>

- ・ 共働きが一般化している現代と所得税制が合っていない。社会情勢に合わせて世帯課税にすべき。
- ・ 今でも〇〇万円の壁によって、労働時間の制限をしている人は大勢いるのが現状。現在の共働きが当たり前になっている時代にはそぐわないのかもしれない。
- ・ 子育てが落ち着いた 50 代以降の女性で、自分のキャリア形成のために、働き始める方が増えている。仕事に対して意欲的で労働力としても貴重であるため、税制で応援して頂きたい。
- ・ 極端に言えば社員の女性比率によって、階層ごとに企業が税額控除を受けることのできる仕組みはどうか。

<シニア世代の労働参加の妨げについて>

- ・ 高齢者は年金額が減ることを非常に嫌うため、在職老齢年金制度により年金額がカットされそうになると、労働参加を制限する傾向がある。

<全体について>

- ・ 働き方改革推進や労働参加率を向上させるための施策は、本当に困っている中小企業を念頭に置いた優遇制度構築をしなければ意味がない。
- ・ 企業としては今後も働き方改革推進により労働環境整備を行っていくと思うが、更に国からの支援があれば、社内整備もしやすくなる。

（２）地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正

①地方法人二税の縮減と地方消費税の拡充

- ・ 法人住民税および法人事業税からなる地方法人二税は、税源の偏在性と不安定性という問題を抱えている。
- ・ 一方、地方消費税は偏在性が少なく安定しており、地域の自主財源として有望である。このため、地方法人二税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。
- ・ また、各地方税では、標準税率に加え、それぞれの産業振興施策や社会基盤整備等の様々な施策を更に推進するため、各自治体において超過課税が一定の範囲内

で認められている。

- ・ 多くの自治体では、超過課税を採用しているが、超過課税が常態化しているケースも少なくないのが実情であり、事業者からの疑問の声は挙がっている。
- ・ 上記の事象は、元を辿れば、地域における財源の不足が大きく関係していることから、政府は、国と地域の財源と分配のあり方について、将来を見据えた持続的かつ合理的な制度へと改善していくべきである。
- ・ これらのことにより、地域の安定的な財源が確保され、将来を見据えた持続的な地域社会の活性化に取り組む環境が整備されと考えられる。

②地方消費税の清算基準の見直し（再掲）

- ・ 地方消費税の清算基準は、本来、税収の最終的な帰属地を最終消費地に帰結させるべく調整することを目的とするものである。
- ・ 2018年度の税制改正で、この目的に沿って清算基準が見直されたが、今後、知見のさらなる深化や関連統計の整備の進展等に基づいて清算基準を改善する不断の努力を行うべきである。

3. 基幹税である消費税制の改善

（1）複数税率制度の廃止

- ・ 2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、軽減税率（酒と外食を除く飲食料品の税率を8%に据え置く等）が導入された。
- ・ 会員企業へのアンケートや聞き取り調査でも、事務負担が増えていること等を理由に、否定的な意見が多く聞かれた。
- ・ したがって、導入後の事務の煩雑さなどの評価・検証を行った上で、廃止に向けた検討を行うべきである。

（2）逆進性の緩和

- ・ 2019年10月の消費税率10%への引き上げに際して、逆進性を緩和するとして軽減税率（酒と外食を除く飲食料品の税率を8%に据え置く等）が導入された。
- ・ しかしながら、低所得者の負担軽減や逆進性緩和を目的とするならば、高額所得者により大きな恩恵が及ぶ複数税率よりも、マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置の拡大、あるいは所得税における給付付き税額控除方式の方が効果的であると思われる。

- ・ したがって、逆進性緩和への本格的対応の観点に加え、事業者の事務負担軽減の観点からも、簡素な給付措置の拡大や、所得税における給付付き税額控除方式など、逆進性緩和策について再検討すべきである。

（３）インボイス制度導入における公正な納税環境の整備推進

- ・ わが国においては、2023 年 10 月よりインボイス制度の導入が予定されている。
- ・ 本制度により、事業者の取引の正確な把握を行うことが可能になり、正しい納税環境整備に寄与することが予想される。
- ・ しかしながら、軽減税率の導入に加えてインボイスの導入により、事業者側の対応はさらに複雑となる。また、消費税の端数処理等の規定が細かすぎることからシステム改訂の費用が嵩むなど、事業者側の負担は非常に重い。制度導入にあたっては事業者側の負担の軽減のため、十分な配慮をすべきである。
- ・ 軽減税率導入時には、システム構築における費用等は、おおむね事業者に委ねる形となっており、特に小売事業者の負担は非常に大きいものがあった。
- ・ 今回のコロナショックに際して、欧州諸国において付加価値税の機動的な調整がスムーズに行われた背景には、インボイス発行や軽減税率に対応できる電子インフラ（特に電子レジスター）が十分に普及していることがある。
- ・ 我が国においても、インボイス制度導入にあたり、事業者において電子レジスターの導入が必須になることを鑑みると、まずは国が主導して電子レジスターの導入における支援を行うとともに、事業者に対して電子レジスター導入のメリット等をわかりやすく説明するなどの環境整備を行い、特に中小企業・小規模事業者が市場から排除されないよう十分に配慮をすべきである。

4. 経済活動を抑制する税制や歪みを与える税制の廃止または見直し

（１）使命を終えた税制の廃止

①事業所税の廃止

- ・ 事業所税は、都市部への人口集中と公害が社会問題化した高度経済成長期の 1975 年に創設され、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、社会資本整備が進み人口減少社会を迎えた今日、問題はむしろ各地域における都市中心部の空洞化である。
- ・ 事業所税は、短期的視点から見れば自治体にとって重要な税収基盤である。しかしながら、長期的には都市部への事業所の進出や企業の新規開業を阻害すること

により、雇用者数の抑制や生産活動へのマイナス効果を通じて都市の成長を阻害する。その結果として、住民税、固定資産税等の減収に繋がる可能性が危惧される。

- ・ 加えて、事業所税の従業員割は、給与総額を基に算出することから、企業の賃上げに対して抑制的に働きかねない。
- ・ また、事業所税は人口 30 万人以上の都市の過密解消を目的とするものであったが、市町村合併の結果、形式的に人口が 30 万人を超えて事業所税の適用対象となった都市においては、そもそも過密問題は存在しない。中部圏では、三重県四日市市は合併により人口が 30 万人を超えたため、事業所税の対象地域となった¹⁶。また、愛知県東部の山間部にある 6 町村は愛知県豊田市と合併したため事業所税の対象地域となった¹⁷。これらの都市にそもそも過密問題は存在しない。
- ・ このように事業所税は現代の社会情勢にそぐわなくものとなっており、非常に多くの問題を抱えているため、地方税の財源確保を図った上で、廃止するべきである。

（２）受容性の低い税制の廃止・整備

①固定資産税の改善

- ・ 土地及び建物に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性がある。
- ・ 一方で、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出しにくいため、地方税源としては適当ではない。加えて、諸外国に例をみない税制であるとともに、製造業など特定業界に負担が偏在する不公平な税制であり、わが国のものづくりに関わる産業の競争力を削いでいる。
- ・ このため、地方税の財源確保を図った上で、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。
- ・ 仮に廃止ができない期間においても、早急に取得価額の 5 % に据え置かれている評価額の最低限度を、法人税と同様に備忘価額（1 円）とするべきである。
- ・ 償却資産税の廃止によって、設備投資等の価値創造的な活動に対する障害を除去すべきである。

¹⁶ 三重県四日市市は、2005 年 2 月 7 日、楠町との合併により人口が 30 万人を超えた。合併から 5 年間は「旧合併特例法」の規定により事業所税の課税団体としての指定が猶予されていたが、2010 年 2 月 15 日に指定され、同年 8 月から課税が行われることとなった。

¹⁷ 2005 年 4 月 1 日、愛知県東部の藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町は豊田市と合併した。

②法人事業税の外形標準課税の改善

- ・ 法人事業税については、外形標準課税のウェイトを高める方向で制度改正が進んでいる。外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っているため、雇用に対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えている。
- ・ このことを踏まえ、地方税の財源確保を図った上で、外形標準課税は基本的には廃止の方向で見直すべきである。
- ・ 法人事業税は、企業が事業活動を行う際に地方自治体から受ける行政サービスに対する支払という名目の下に創設された税目であるが、そもそも行政サービスに対する応益課税としては法人住民税が設けられており、固定資産税や都市計画税などを合わせると行政サービスへの応益課税はさらに多重となる。
- ・ さらに本会会員からは、過大な事務負担が生じているとの声もあることから、法人事業税を含めこれらの地方自治体の行政サービスに対する応益課税としての税は、整理・簡素化されるべきである。

（３）資産課税における中立性の確保

①相続税における資産評価方法の見直し

- ・ わが国の相続税の評価額は、資産の種別によって大きく異なっている。
- ・ この資産別の評価方法の差異（特に土地・建物における評価軽減）を背景に、相続税対策として金融資産から不動産への振替が行われることが多い。
- ・ 中小企業のオーナー経営者の中にも、相続や事業承継に備えて相続資産の評価を圧縮するため、並々ならぬ労力・時間を投じている現状がある。
- ・ こうした活動は、いざという時のオーナー経営者自身の資金力を保持することで事業の将来にわたる存続可能性を高めるためのものでもあるため、中小企業等のオーナー企業にとって合理的な行為ではあるものの、税金対策に向けられる労力・時間を、そのまま企業活動に向けることができたなら、様々な面で、わが国の経済の活発化に寄与するであろう。
- ・ こうした税制の仕組みを背景とした経済行為には様々なものがあり、また、それらを前提としたビジネスモデルも様々あるが、それらはまさに企業家精神が発露されたものであり、そうしたビジネス自体を否定するわけでは決してない。
- ・ しかしながら、相続税の資産別の評価額が大きく異なることで、過度な誘導が行われたとすると、本来注がれるべき経済活動への労力・時間・機会が阻害されている可能性がある。また、過度な誘導により、甘い収支見通しの下で不動産投資が行われる場合には、当該事業の収益性が犠牲になり、オーナーの資金力を損なう可能性もある。

- ・ したがって、中小企業の事業承継税制を恒久化などによって抜本的に強化するとともに、相続税における資産評価の差異を縮小することで、相続資産の選択における過度な誘導効果を是正することが必要であり、社会情勢に沿って、歪みが少なく、かつ活発な経済活動が行われるよう租税体系を見直すべきである。

②相続税の税率水準の見直し

- ・ 我が国の相続税率は、先進諸外国と比較しても高い水準にある。
- ・ 高所得者層では、相続税率の低い国への移住や資産の移転といった相続税対策を図る誘因が相当程度、存在するものと思われる。
- ・ こうした行為が増えていくと、資産と人材の流出により国力が弱っていきかねない。
- ・ また、高い相続税率は、海外からのビジネス人材等の誘致にも悪影響を及ぼしている可能性がある。
- ・ このため、国力維持と国際競争力の観点から、相続税率の税率水準、特に最高税率を他の先進国並みにまで引き下げるべきである。なお、フローとストックの中立の観点から、所得税の最高税率も同じ水準まで引き下げるべきである。

5. 納税者権利憲章の制定

(1) 納税者の権利を守り、納税への理解促進を図る納税者権利憲章の制定

- ・ 国や地方自治体が、国民・住民や企業に公共サービスを提供するためには資金が必要である。その資金調達の仕組みの根幹に租税制度があり、我々個人や企業は税金を支払うことによって、その仕組みを支え、国づくり、地域づくりに参画している。この仕組みを支えることは、国民の義務であり、憲法第30条には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められている。
- ・ 納税の義務が、憲法で定められている一方、わが国には現在、納税者の権利を保障する基本法である「納税者権利憲章」が存在していない。同憲章を制定している諸外国は多く、主要先進国グループであるG7において、同憲章を制定していないのは日本だけである。
- ・ わが国でも、2011年の国税通則法改正により、税務調査の事前通知や税務調査の終了手続きが法定され、税務調査手続きの適正化に向けて前進してはいるものの、いまだ、法律の名称や目的規定に「納税者の権利」は入っておらず、「納税者権利憲章」を持つ諸外国のように税務調査に関する具体的・包括的なガイドラインが示されているとは言い難い状況にある。

- ・ 日本の政府総債務残高は、現在、先進国中最悪のレベルであり、これを中長期的に改善し次の世代に引き渡していくことは、国家的な重要課題であり現世代の義務でもある。こうした負担を国民全体で担っていく素地を固めるためには、納税者と、徴税側である国や地方公共団体との信頼関係の強化が非常に重要である。そのためにも、政府は改めて、納税者の権利を守ることや、納税に対する理解を促進することの重要性を再認識し、公平性の高い納税環境を整備する施策として「納税者権利憲章」の制定を行い、透明性の高い租税制度の礎とすべきである。

以上